一関市

「生きる」をささえるいちのせき

一関市自死対策推進計画

平成 31 年 3 月

「自殺」と「自死」について

「自殺」は広く社会に定着している言葉ですが、「殺」という文字が使われているため自死で亡くなられた方や遺族、未遂者の尊厳を傷つけるとともに、偏見にもつながるおそれがあると言われています。

一方、「自死」はそのような要素が薄く、遺族等の心情に寄り添った言葉としての使用が、徐々に広がりつつあります。

このことから、本市では、「自殺」という言葉を「自死」と言い換えて使用します。

【一関市における取扱い】

(1) この計画での取扱い

計画本文中は、法律の名称等一部の例外を除き、「自死」を用います。

この計画において例外的に「自殺」を用いるケースは以下のとおりです。

①法律、大綱、県計画の名称等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、岩手県自殺対策アクションプラン、その他引用した資料名

②統計用語

自殺死亡率、人口 10 万人当たりの自殺者数

(2) 市行政における一般的な取扱い

本市における一般的な取扱いとしては、「自死」を基本としつつ、２つの言葉を状況に応じて使用します。

はじめに

心身ともに健康で、お互いを思いやり、助け合い、いきいきと暮らすことができる社会を築くこと、それが市民みんなの願いです。

近年、我が国の自死者数は減少傾向にありますが、毎年多くのかけがえのない「いのち」が自死によって失われており、本市においても例外ではありません。

本市では、平成21年に56名もの多くの方々が自ら尊い命を絶ったことを受け、平成23年から庁内関係課の連携のもと、自死対策に取り組んできました。そして、この度、自殺対策基本法の改正を機に、本市の自死対策を効果的かつ総合的に推進するため、平成31年度（2019年度）から５年間の自死対策の方向性を示し目指す姿を「『生きる』をささえるいちのせき」とした一関市自死対策推進計画を策定しました。

自死は健康や家族の問題をはじめ、経済や生活問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死と言われています。自死を個人の問題としてだけでなく、社会全体の問題として捉え、地域の実情に合わせた相談・支援体制を構築することが求められています。

今後は、本計画に基づき、市民や関係機関、行政が一体となり、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現を目指していきます。市民の皆様には、より一層、関心と理解を深めていただき、自死対策の担い手として、周囲の人への寄り添い、支え合いに、ご協力いただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました一関市自死対策推進協議会委員の皆様をはじめ、様々な機会をとおして貴重なご意見をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成31年３月

一関市長　勝　部　　修

◇ 目　　次 ◇

第１章　計画の概要

1　策定の趣旨 …… 3
2　計画の位置づけ …… 4
3　計画の策定体制 …… 5
4　計画の期間 …… 5
5　目指す姿 …… 5
6　目標 …… 7

第２章　一関市の現状と課題

1　自死者数・自殺死亡率の推移 …… 9
2　自死者の性・年代別の状況 …… 11
3　自死者の職業別割合 …… 13
4　自死の原因・動機別の状況 …… 14
5　自死時の状況 …… 15
6　自死者の月別状況 …… 16
7　若年層の死亡原因 …… 16
8　救急出動の件数 …… 17
9　自立支援医療（精神通院）の件数 …… 17
10　生活困窮者自立相談の状況 …… 18
11　医療費の推移 …… 19
12　自死問題に対する市民意識の傾向 …… 20

第３章　計画の基本的な考え方

1　自殺総合対策大綱における基本理念 …… 23
2　自殺総合対策大綱における基本認識 …… 24
3　一関市自死対策推進計画の基本方針 …… 26

第４章　自死対策の取組

１　重点施策

⑴高齢者に対する取組を推進します …… 29

⑵生活困窮者に対する支援を推進します …… 31

⑶労働者に対するメンタルヘルス対策を推進します …… 32

２　基本施策

⑴地域におけるネットワークの強化 …… 33

⑵市民全体へのアプローチ（一次予防）

①普及啓発 …… 35

②人材育成（ゲートキーパー等の養成） …… 37

⑶生きることの促進要因を増やす取組

①健康増進 …… 38

②居場所づくり …… 39

③相談体制の充実 …… 40

④妊産婦・子育て世代へのアプローチ …… 42

⑤若い世代へのアプローチ …… 43

⑥働き盛り世代へのアプローチ …… 44

⑦シニア世代へのアプローチ …… 45

⑷ハイリスク者への支援の強化（二次予防） …… 46

⑸遺された人への支援の充実（三次予防） …… 48

３　家庭や地域、学校等での取組 …… 49

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進体制 …… 51

２　計画の進行管理 …… 51

資料編 …… 52

第１章　計画の概要

１　策定の趣旨

我が国の自死者数は、平成10年に初めて３万人を超えて以降、13年間もの間、３万人前後で推移する状況が続きました。このことを受け、国では平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、翌平成19年に自死対策の指針となる「自殺総合対策大綱」を策定しました。さらに「自殺総合対策大綱」は、平成24年に全体的な見直しが行われ、「誰も自死に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことを掲げ、行政・関係機関・民間団体などが連携・協働して自死対策を推進してきました。その結果、自死者数は減少傾向にあるものの、毎年２万人以上が尊い命を自ら亡くされており、先進国における自殺死亡率（注１）はいまだ高い水準にあり、非常事態は続いていると言えます。

県では、平成23年11月に「岩手県自殺対策アクションプラン」、一関保健所圏域でも同年に「一関地域自死対策アクションプラン」をそれぞれ策定しており、各地域における特色ある取組を展開しています。また、平成31年度からは次期アクションプランに基づく取組が推進されることになっています。

本市における自死対策については、これまで「健康いちのせき21計画」（健康増進計画）において「こころの健康」を柱に取組を推進しており、平成22年に「一関市自死対策関係課連絡会議」を設置し、全庁的に自死対策を推進するため庁内の情報収集・連絡調整・関係課間の連携を図ってきました。しかしながら、依然として国や県の平均と比べて高い自殺死亡率で推移しています。

このような中、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、市町村では「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。こうした自死の現状及び対策の動向を踏まえ、本市の「生きることの総合的支援」としての自死対策を効果的かつ総合的に推進するため、平成30年に設置した多様な職種の委員から構成される「一関市自死対策推進協議会」や市民の意見を踏まえながら、「『生きる』をささえるいちのせき」一関市自死対策推進計画を策定します。

注１：自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数のこと。

２　計画の位置づけ

本計画は自殺対策基本法第13条第２項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識・基本方針を踏まえ策定します。

また、県の「自殺対策アクションプラン」及び一関保健所圏域の「自死対策アクションプラン」、本市の関連計画との整合性を図ります。

【関連計画との関連図】

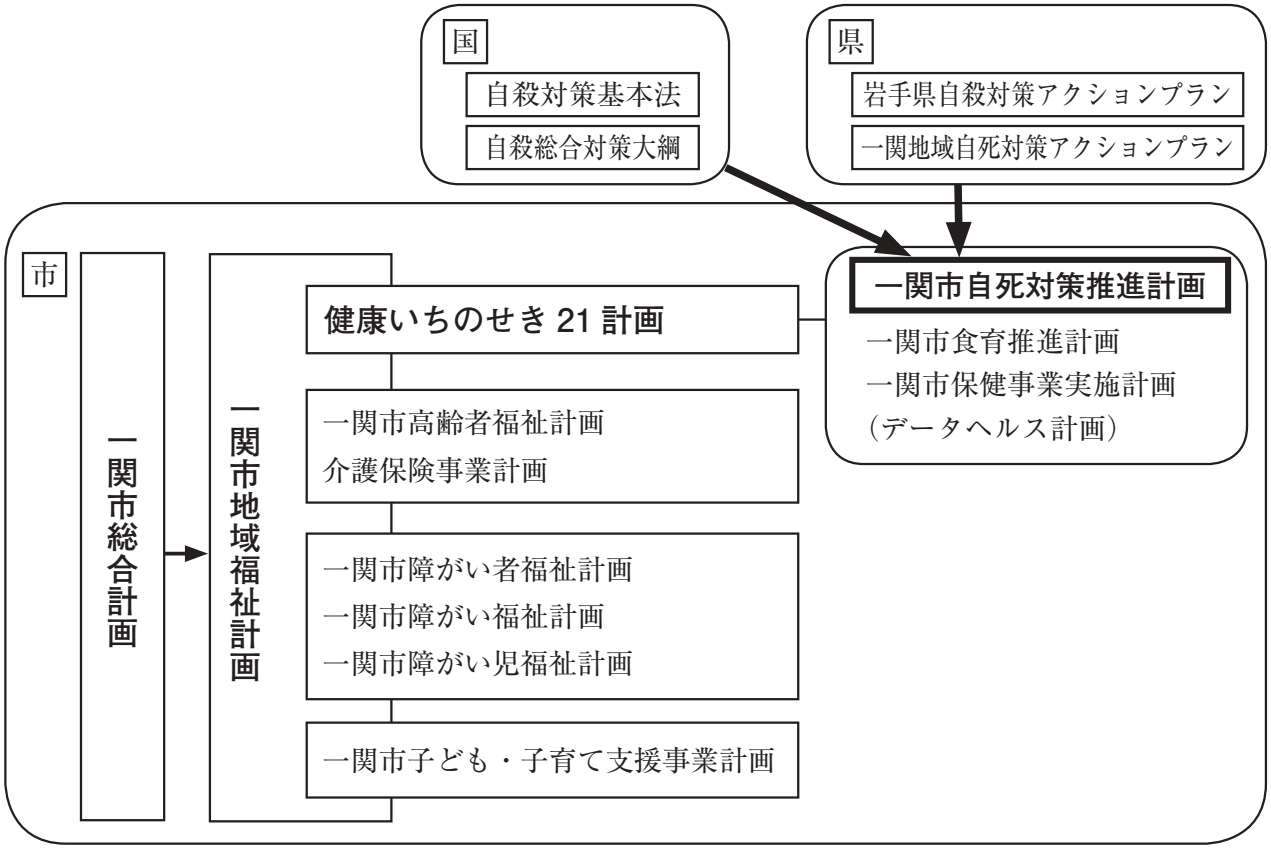

３　計画の策定体制

⑴一関市自死対策推進協議会

医療、保健、福祉、教育、産業、労働等の関係団体などで構成される「一関市自死対策推進協議会」を設置し、本計画に関する事項について協議しました。

⑵一関市自死対策関係課連絡会議

市関係課及び関係機関の長等で構成される「一関市自死対策関係課連絡会議」において、本計画に関し協議するとともに、自死対策推進のため情報の収集及び連絡調整並びに関係課間等の連携を図りました。

⑶一関市自死対策実務担当者会議

庁内関係課による「一関市自死対策実務担当者会議」を開催し、課題の整理や本計画内容の検討を行いました。

⑷市民からの意見・提言

本計画に対する意見や提言を募集し、寄せられた意見などに対する本市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映しました。

４　計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）に作成し、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの５年間とします。

５　目指す姿

本計画では、市民の誰もが自死に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが「生きる」を支えるための取組を包括的に推進していきます。

一関市自死対策推進計画の目指す姿

「生きる」をささえるいちのせき

【目指す姿のイメージ図】

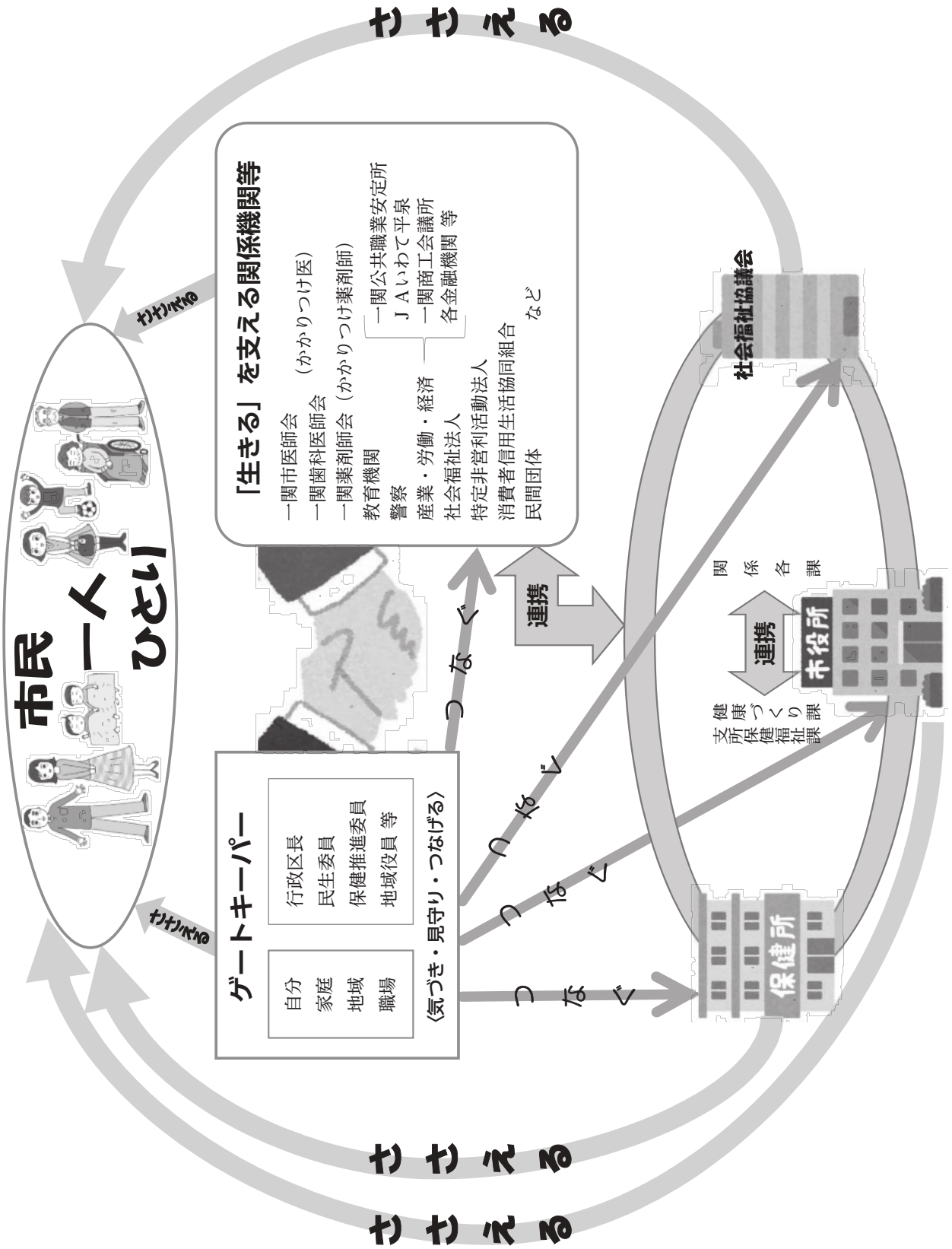
市民
一人
ひとり
ゲートキーパー
自分
家庭
地域
職場
行政区長
民生委員
保健推進委員
地域役員 等
〈気づき・見守り・つなげる〉
「生きる」を支える関係機関等
一関市医師会
一関歯科医師会 （かかりつけ医）
一関薬剤師会（かかりつけ薬剤師）
教育機関
警察
産業・労働・経済
一関公共職業安定所
ＪＡいわて平泉
一関商工会議所
各金融機関 等
社会福祉法人
特定非営利活動法人
消費者信用生活協同組合
民間団体
など
連携
つなぐ
つなぐ
つなぐ
社会福祉協議会
関係各課
連携
本役所
健康づくり課
支所保健福祉課
保健所
ささえる
ささえる
ささえる

６　目　標

本市では、これまで平成28年度に策定した「健康いちのせき21計画（第二次）」において、自殺死亡率を平成26年の32.8から平成38年（2026年）までに24.6以下に減少させることを目標に掲げ取組を進めてまいりました。

国では自殺総合対策大綱において、「先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を減少させることを目指し、平成38年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30％以上減少させること」を当面の目標としていることから、本市においても以下の数値目標を掲げ、様々な社会的要因への働きかけを行い、「『生きる』をささえるいちのせき」の実現を目指します。

- **平成 38 年（2026 年）までに、平成 28 年（2016 年）自殺死亡率 22.5 から 30％以上減少させることとし、自殺死亡率を 15.7 以下に減らします。**

- **平成 35 年（2023 年）までに、平成 28 年（2016 年）自殺死亡率 22.5 から 15％以上減少させることとし、自殺死亡率を 19.1 以下に減らします。**

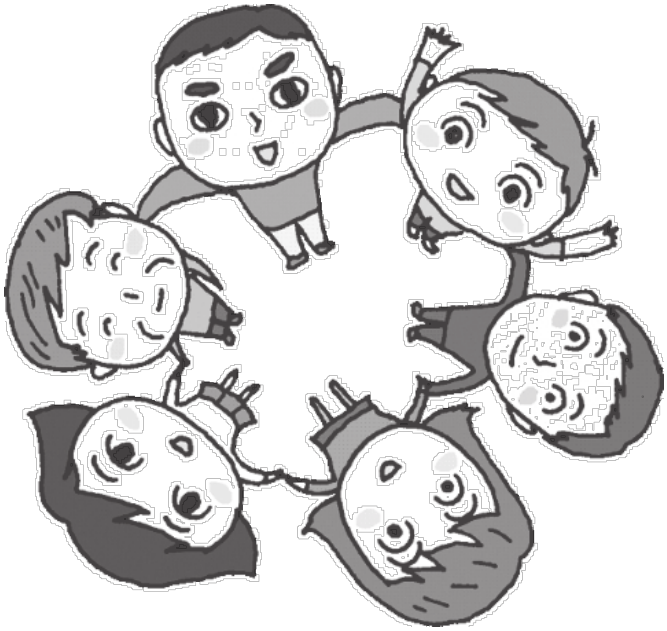

第２章　一関市の現状と課題

１　自死者数・自殺死亡率の推移

⑴自死者数の推移

平成21年から平成28年までの本市の年間自死者数の推移をみると、平成21年の56人が最も多く、平成24年にはピーク時の約５割まで減少しました。平成25年以降増加に転じましたが、平成27年からは減少傾向にあります。

また、平成21年から平成28年までの自死者の男女比をみると、男性が71.5％を占め、女性の２倍以上となっています。【図１】

【図１】一関市の自死者数の推移

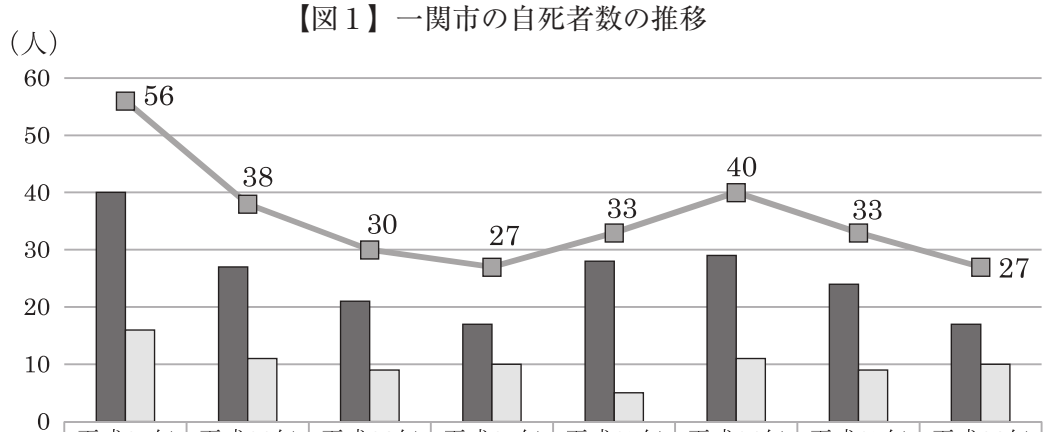

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
男性	40	27	21	17	28	29	24	17
女性	16	11	9	10	5	11	9	10
総数	56	38	30	27	33	40	33	27

資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）

【表１】自死者数の推移

（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
一関市	56	38	30	27	33	40	33	27
岩手県	459	426	370	329	340	341	297	289
全　国	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017

資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）、人口動態統計（厚生労働省）

⑵自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率は、国・県の自殺死亡率と同様に平成21年以降減少し、平成25年から平成26年に増加に転じましたが、平成27年からは減少しています。【図２】

【図２】自殺死亡率の推移

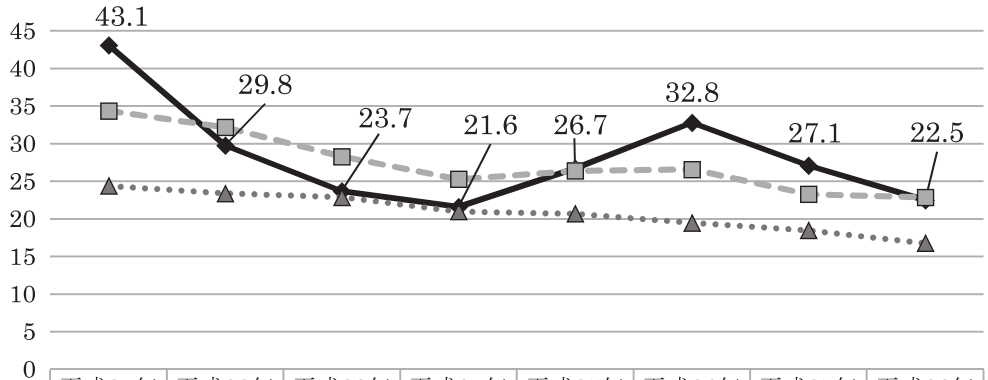

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
一関市	43.1	29.8	23.7	21.6	26.7	32.8	27.1	22.5
岩手県	34.4	32.2	28.3	25.3	26.4	26.6	23.3	22.9
全　国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8

資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）、人口動態統計（厚生労働省）

～統計分析に使用する数値データについて～

本計画では、「人口動態統計」（厚生労働省）及び、警察庁「自殺統計」を基に集計された「地域における自殺の基礎資料（発見日・住居地）」（厚生労働省）の２種類を使用しています。

「人口動態統計」は自死者数や自殺死亡率の年次推移を分析するため、また「地域における自殺の基礎資料」は自死者の同居の有無や自死の動機、年代別の状況などの分析に用いました。

両統計の集計方法等が異なるため、自死者数及び自殺死亡率に差異があります。

≪「人口動態統計」と「地域における自殺の基礎資料」の違い≫

	「人口動態統計」	「地域における自殺の基礎資料」
基礎資料	死亡診断書	警察庁が作成する自殺統計原票
集計対象	日本における日本人	日本における外国人も含む
特　　徴	死亡不明の場合は、不明のまま処理し、訂正報告がない場合には自殺には計上しない。	捜査等により、自殺と判明した時点で「自殺統計原票」を作成し、計上。

資料：自殺関連統計マニュアル（内閣府）

２　自死者の性・年代別の状況

本市の年代別自死者数は、50代が最も多くなっています。男女別にみると男性では50代、女性では80歳以上が最も多くなっています。【図３】

平成24年から平成28年までの自死者の性・年代別割合でみても、男性は50代、女性は80歳以上が最も高くなっています。【図４】

国と比較すると、50代、80歳以上の割合が高くなっています。【図５】

【図３】一関市の年代別自死者数
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

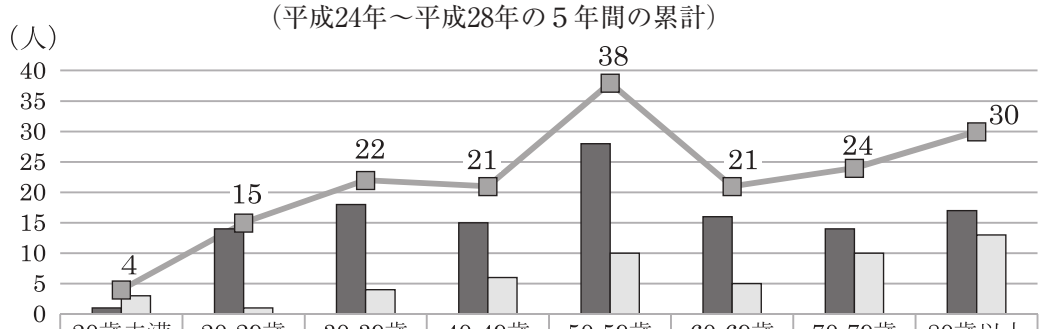

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上
男性	1	14	18	15	28	16	14	17
女性	3	1	4	6	10	5	10	13
総数	4	15	22	21	38	21	24	30

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

【図４】性・年代別の自死者の割合
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

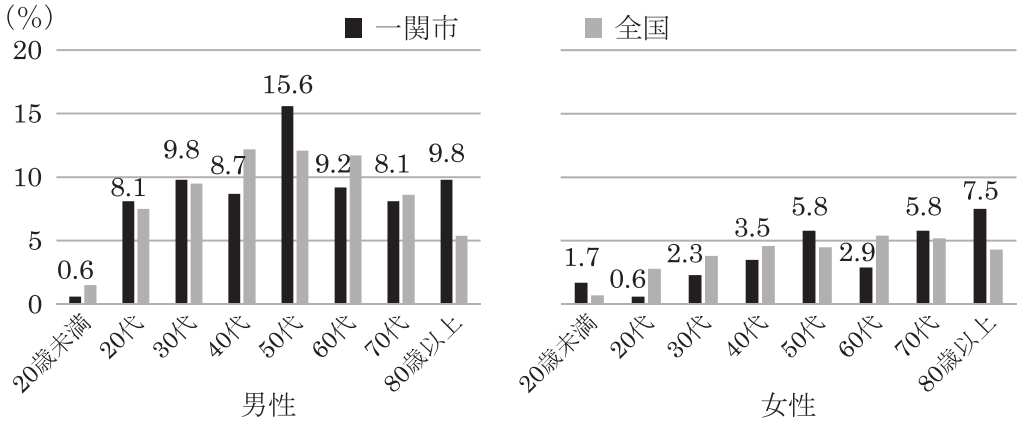

資料：地域自殺実態プロファイル（ＪＳＳＣ）

【図５】年代別自死者の割合
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

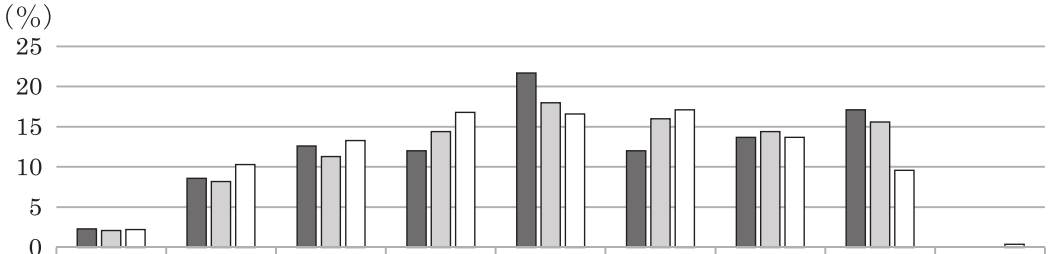

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	不詳
■一関市	2.3	8.6	12.6	12.0	21.7	12.0	13.7	17.1	0.0
■岩手県	2.1	8.2	11.3	14.4	18.0	16.0	14.4	15.6	0.0
□全　国	2.2	10.3	13.3	16.8	16.6	17.1	13.7	9.6	0.4

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

３　自死者の職業別割合

平成24年から平成28年までの本市の職業別割合は、国・県と比較すると、特に「年金・雇用保険等生活者」「被雇用人・勤め人」の割合が高くなっています。【表２】

【表２】自死者の職業別割合（平成 24 年～平成 28 年の５年間の累計）　（%）

職　業	一関市	岩手県	全　国
自営業・家族従事者	6.3	10.5	7.5
被雇用人・勤め人	29.7	25.7	27.6
学生・生徒等	1.7	2.1	3.5
主婦	5.7	4.7	6.6
失業者	3.4	4.7	4.4
年金・雇用保険等生活者	37.7	32.6	24.5
その他無職者	14.9	19.4	24.2
不詳	0.6	0.3	1.7

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

～職業別割合の区分について～

自営業・家族従事者、被雇用者・勤め人、不詳のほか、無職について学生・生徒等と無職者の２区分を内数として別立てで表記。

さらに、無職者について以下の４区分を内数として別立てで表記。

・無職者

主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者

※その他無職者には主婦、失業者、年金･雇用保険等生活者以外のすべての無職者（利子･配当･家賃等生活者、浮浪者、その他無職者）が含まれる。

資料：「地域における自殺の基礎資料（平成 28 年）」の利用に当たって
（厚生労働省自殺対策推進室）

４　自死の原因・動機別の状況

原因・動機別自死者数（注２）は、本市では「健康問題」が最も多く、「不詳」を除くと、次いで、「家庭問題」「経済・生活問題」の順に多くなっています。【図６】

国においても、「健康問題」の割合が高くなっています（注３）。【図７】

【図６】一関市の原因・動機別自死者数状況
（平成24年～平成28年の５年間の累計、総数263件）

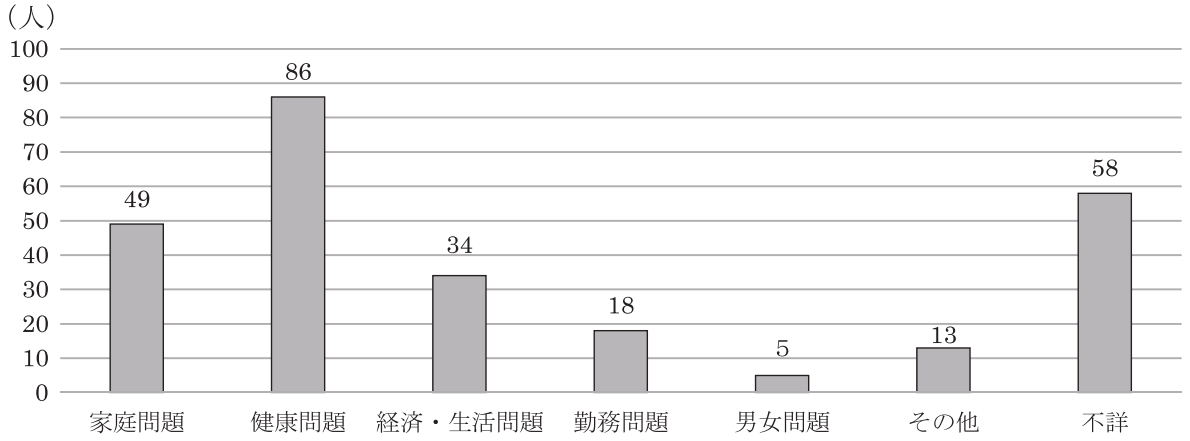

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

【図７】原因・動機別状況自死者の割合
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

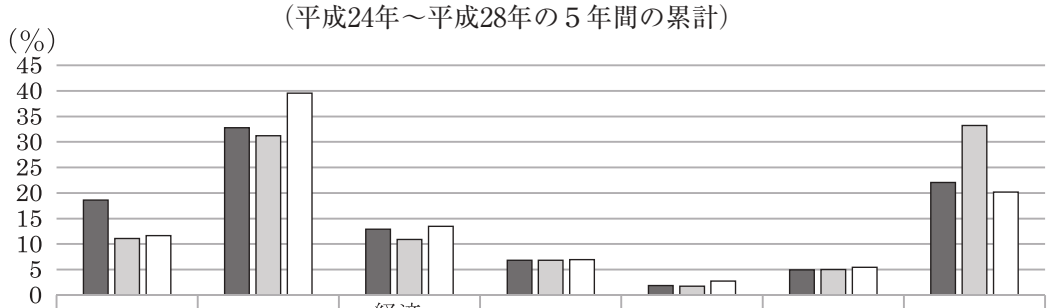

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	その他	不詳
■一関市	18.6	32.8	12.9	6.8	1.9	4.9	22.1
■岩手県	11.1	31.2	10.9	6.8	1.8	5.0	33.2
□全　国	11.6	39.6	13.5	7.0	2.7	5.4	20.2

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

注２：遺書等の自死を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自死者一人につき３つまで計上したもの。

注３：自死の動機としては健康問題が最も多いが、自死の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている（23・24頁参照）。

5　自死時の状況

⑴同居人の有無

同居人の有無をみると、本市では「同居人あり」の割合が84.6％で「同居人なし」の５倍以上となっています。【図８】

【図８】自死者における同居人の有無の割合
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

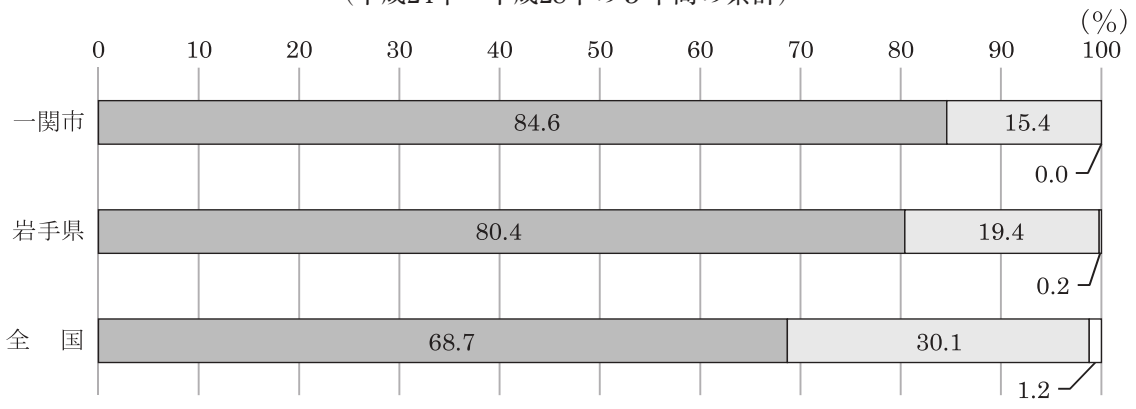

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

⑵自死未遂歴の有無

自死未遂歴の有無をみると、本市では、自死した人の24.0％に未遂歴があり、国と比較すると未遂歴のある人の割合が高くなっています。【図９】

【図９】自死者における自死未遂歴の有無の割合
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

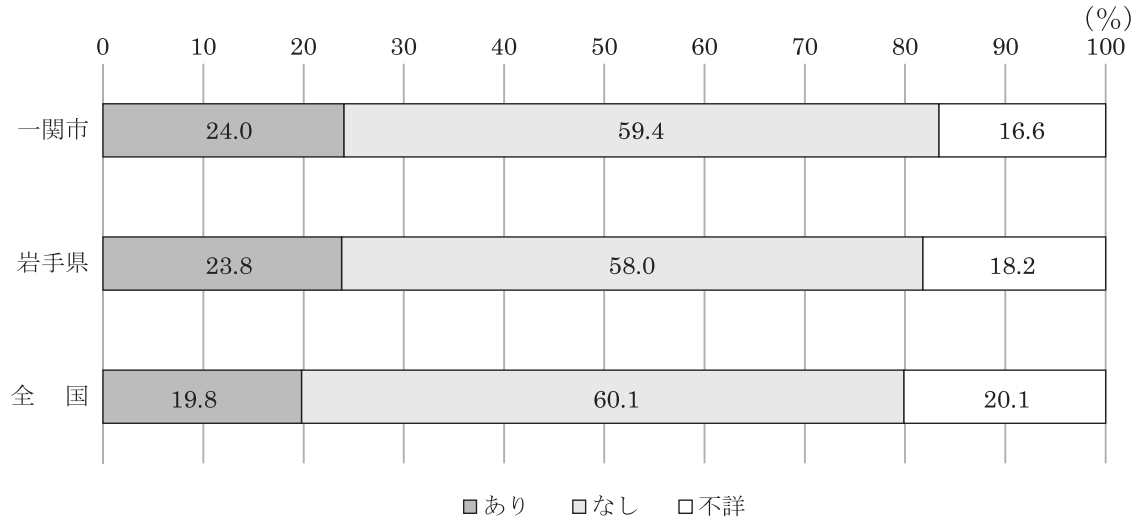

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

６　自死者の月別状況

平成24年から平成28年までの月別の自死者数をみると、本市では、４月が多くなっています。【図10】

【図10】月別の自死者数の推移
（平成24年～平成28年の５年間の累計）

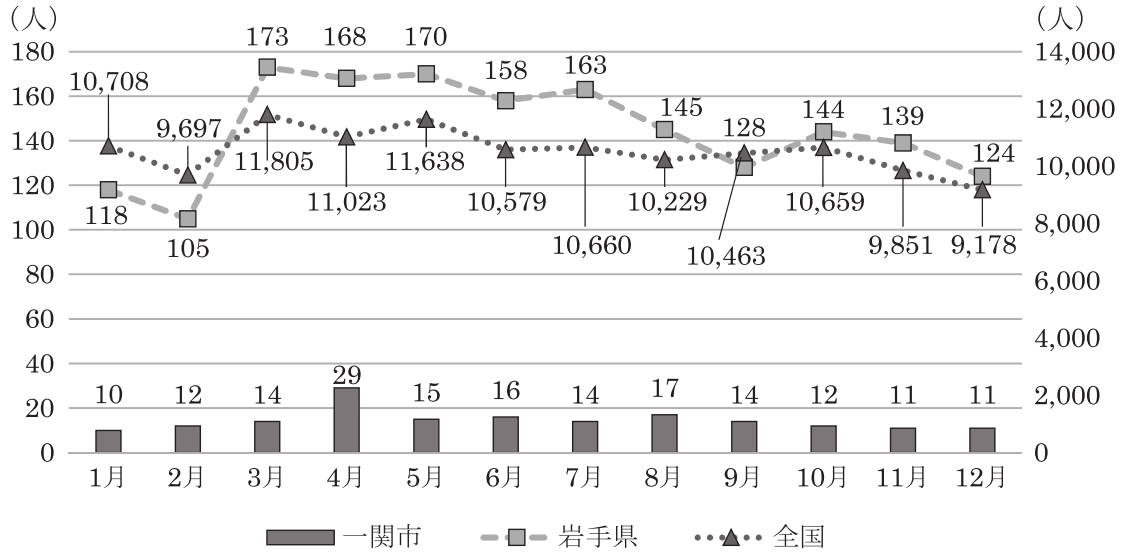

資料：自殺統計（警察庁）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

７　若年層の死亡原因

県及び一関保健所管内（一関市・平泉町）の若年層の主な死亡原因（注４）は、10歳から39歳までの全ての年代で「自死」が第１位を占めています。【表３】

【表３】若年層の死亡順位（平成24年～平成28年の５年間の累計）

年代	岩手県		一関保健所	
	１位	２位	１位	２位
10歳～19歳	自死	不慮の事故	自死・不慮の事故※同率１位	-
20歳～24歳	自死	不慮の事故	自死	悪性新生物
25歳～29歳	自死	不慮の事故	自死	不慮の事故
30歳～34歳	自死	悪性新生物	自死	不慮の事故
35歳～39歳	自死	悪性新生物	自死	悪性新生物

資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）

注４：主な死亡原因とは、「結核」「悪性新生物」「糖尿病」「高血圧性疾患」「心疾患」「脳血管疾患」「肺炎」「肝疾患」「腎不全」「老衰」「不慮の事故」「自死」で区分しているもの。

８　救急出動の件数

平成25年から平成29年までの本市の救急出動の状況をみると、自損行為による出動件数は、全体の約１％を占めています。【図11】

【図11】一関市内における救急出動（自損行為）の状況

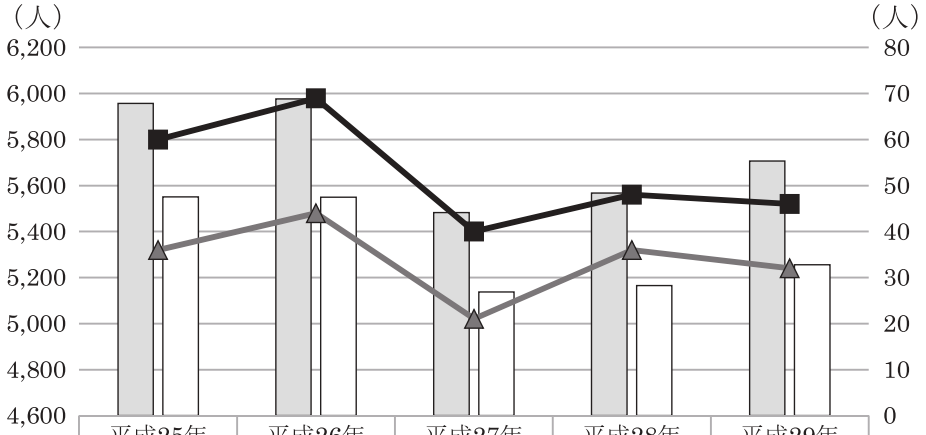

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
一関市内救急出動件数	5,957	5,976	5,482	5,567	5,707
一関市内搬送人員	5,551	5,549	5,137	5,166	5,256
出動件数のうち自損行為出動件数	60	69	40	48	46
搬送人員のうち自損行為搬送人員	36	44	21	36	32

資料：一関市消防本部

９　自立支援医療（精神通院）の件数

平成25年度から平成29年度までの本市の自立支援医療（精神通院）（注５）の申請数をみると、増加傾向にあることが分かります。【表４】

【表４】自立支援医療（精神通院）の申請数　（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立支援医療の申請数	1,566	1,599	1,637	1,674	1,752

資料：岩手県一関保健所

注５：自立支援医療（精神通院）とは、精神疾患に必要な治療を継続して受けられるよう、医療費の軽減を図る制度のこと。

10　生活困窮者自立相談の状況

平成26年度に開設した、いちのせき生活困窮者自立相談支援センターでの相談状況をみると、年代別では40代、50代、65歳以上の相談が多くなっています。【図12】

また、相談内容の内訳をみると「収入・生活費」「病気や健康・障がい」「仕事探し、就職」の順に多くなっています。【表５】

【図12】一関市生活困窮者自立相談における年代別割合
（平成26年度～平成29年度の４年間の累計）

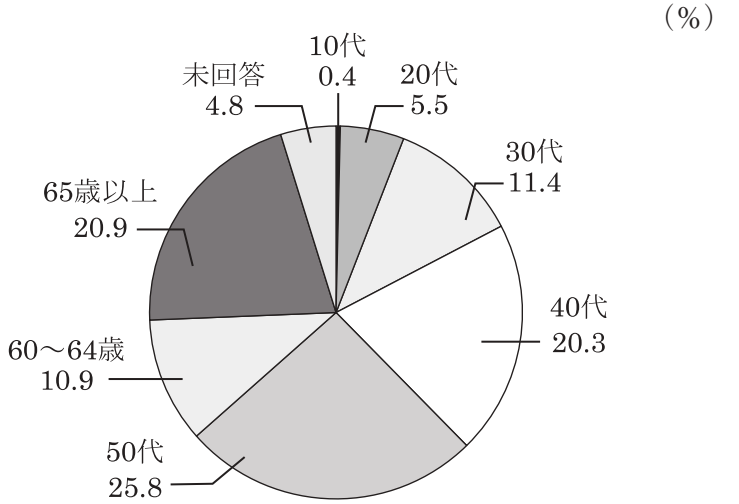

資料：一関市社会福祉協議会

【表５】一関市生活困窮者自立相談における相談内容の内訳
（平成26年度～平成29年度の４年間の累計）

主訴	件数（件）	割合（%）	主訴	件数（件）	割合（%）
収入・生活費	320	25.7	食料がない	50	4.0
病気や健康・障がい	140	11.3	介護	35	2.8
仕事探し、就職	129	10.4	仕事上の不安・トラブル	34	2.7
税金、公共料金	110	8.8	地域との関係	26	2.1
家賃・住宅ローン	104	8.4	子育て	15	1.2
住まい	80	6.4	引きこもり、不登校	14	1.1
債務	74	6.0	DV・虐待	10	0.8
家族関係	71	5.7	その他	32	2.6

資料：一関市社会福祉協議会

11　医療費の推移

平成25年度から平成29年度までの本市の国民健康保険被保険者の医療費（精神）の推移をみると受診者数、医療費ともに減少傾向にありましたが、平成29年度には上昇に転じています。【図13】

※主病が精神疾患であると判断したレセプト（注６）の費用額の全額を集計しており、当該レセプトに主病以外の治療が含まれていることがあります。

【図13】一関市の国民健康保険被保険者の医療費（精神）の推移

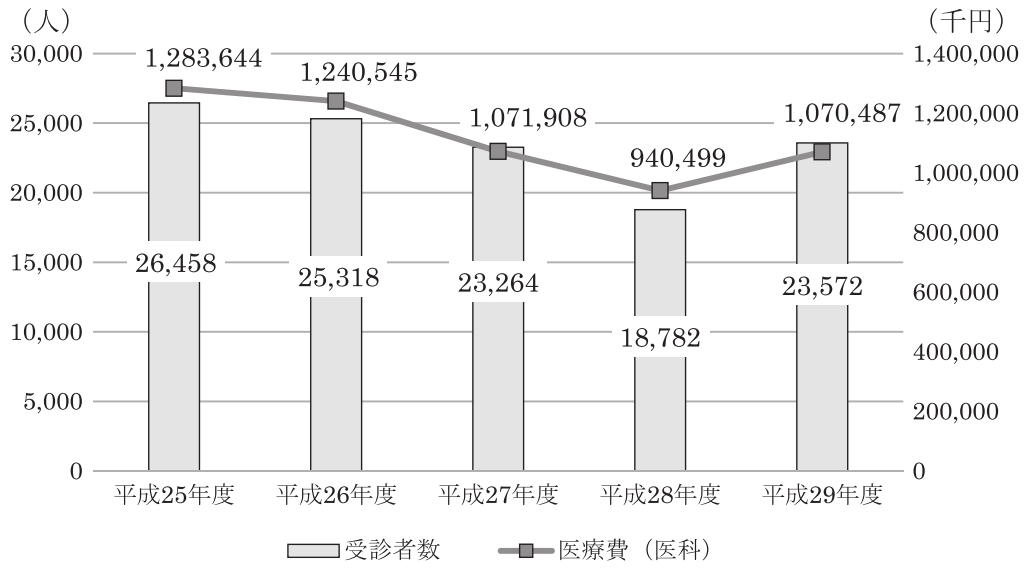

資料：一関市国保年金課

注６：レセプトとは、医療機関が患者を診察した際に、その医療機関が市町村や健康保険組合等に対して、医療費を請求するための明細書のこと。（医療費は、患者自身の自己負担と、市町村や健康保険等の負担で賄われている。）

12　自死問題に対する市民意識の傾向

⑴メンタルチェックシステム「こころの体温計」

平成25年度に導入した「こころの体温計」（注７）の利用状況をみると、本人モードが約５割となっています。【図14】

「本人モード」利用者の男女比は、男性が35.1％、女性が64.9％でした。また、構成をみると30代、40代の女性の利用が多くなっています。【図15】

【図14】「こころの体温計」アクセスの割合
（平成25年度～平成29年度の５年間の累計）

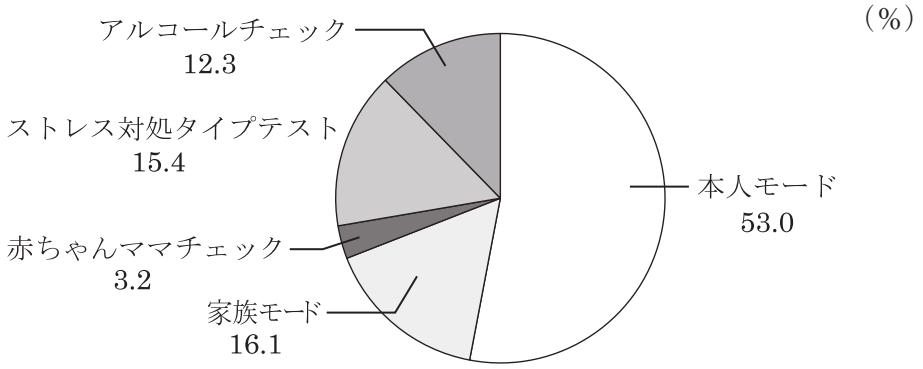

資料：一関市健康づくり課

※メニューの解説
・「本人モード」…健康状態や人間関係、住環境などのストレス度や落ち込み度のセルフチェック
・「家族モード」…家族などの身近な人のこころの健康状態のチェック
・「赤ちゃんママチェック」…産後の不安なこころの健康状態のチェック
・「ストレス対処タイプテスト」…自身のストレス対処タイプのチェック
・「アルコールチェック」…飲酒がこころにどのような影響を与えているかをチェック

【図15】こころの体温計の「本人モード」利用者の性・年代別の割合
（平成25年度～平成29年度の５年間の累計）

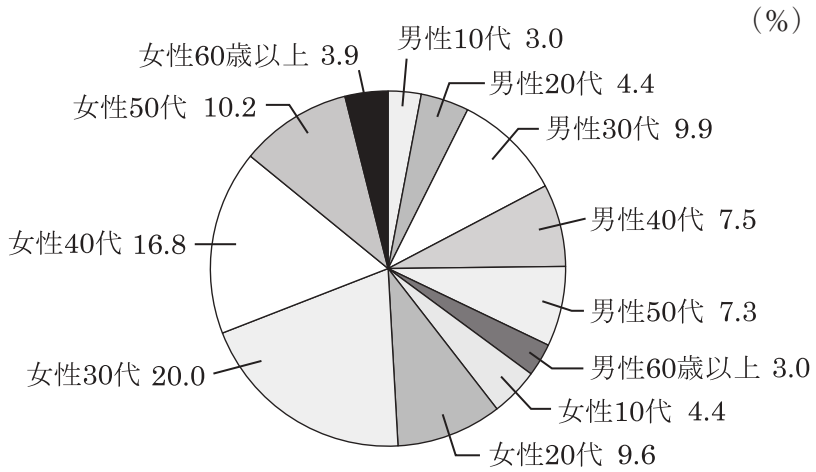

資料：一関市健康づくり課

注７：こころの体温計とは、携帯電話やパソコン端末などを使って、市のホームページからアクセスし簡単な質問に答えるだけで、こころの健康状態を確認できるシステムのこと。

⑵エジンバラ産後うつ病質問票（ＥＰＤＳ）

本市では、産婦のこころの不調の早期発見・早期支援のため、乳児訪問時「エジンバラ産後うつ病質問票（ＥＰＤＳ）」（注８）を活用して産後うつ病のスクリーニング（注９）を実施しています。

実施人数に対する９点以上の人数の割合は、７％前後で推移しています。【表６】

【表６】エジンバラ産後うつ病質問票の実施人数及び９点以上の継続支援となった産婦の割合

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施人数（人）	767	729	697	706	635
９点以上の人数（人）	41	48	53	49	46
割合（％）	5.3	6.6	7.6	6.9	7.2

資料：一関市子育て支援課

注８：エジンバラ産後うつ病質問票（ＥＰＤＳ）とは、産後うつ病のリスク度の判定に役立つ質問票のこと。（合計得点30点満点中９点以上で産後うつ病の可能性が高いとされている。）

注９：スクリーニングとは、健康な人も含めた集団から、目的とする疾患に関する発症者や発症が予測される人を選別する医学的手法のこと。

⑶健康いちのせき21計画（一関市健康づくりに関するアンケート一般20～79歳）

本市では、「健康いちのせき21計画（第二次）」を策定するにあたり「一関市健康づくりに関するアンケート調査」を平成28年度に実施しました。

アンケートは地域割合を考慮し無作為抽出した2,700名に配布し、回答者数は1,133名、回収率は42.0％であり、回答者の性別は、男性41.2％、女性57.8％、無回答1.0％でした。

以下、調査結果「休養・ストレスについて」から抜粋。

①あなたの身近で、心配ごとや悩みを相談できる人や場所がありますか。

「相談する相手がいない（場所がない）」と回答した割合は、男性で32.5％、女性で16.5％でした。【図16】

【図16】相談相手・場所の有無

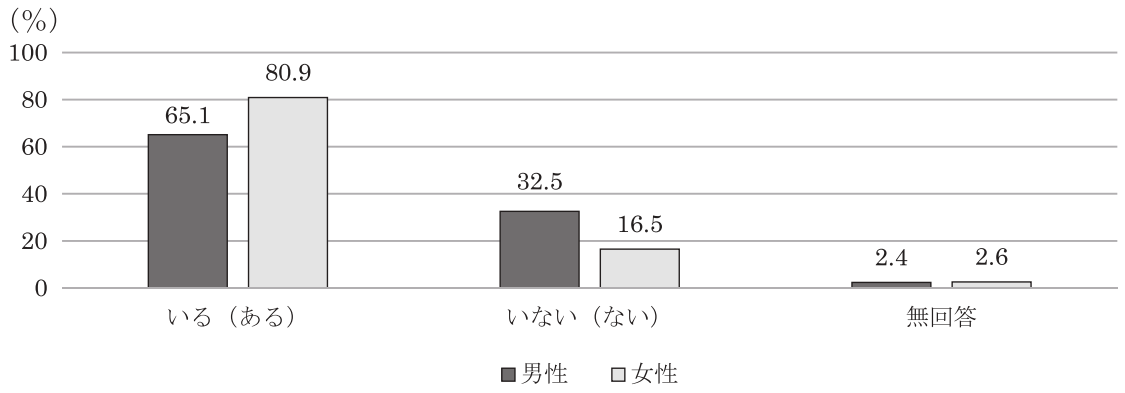

資料：一関市健康づくり課

②精神的なストレス（不安・ゆううつ・イライラ等）を感じたことがありますか。ある場合どのようなことですか。

「いつもある」人は21.9％、「ときどきある」人は58.3％、「ない」人は16.9％であり、「いつもある」と回答した人は、男性に比べ、女性が高い傾向にあります。【図17】

内容では、「家族のこと」「仕事のこと」「経済的なこと」の順に高くなっています。【図18】

【図17】精神的なストレスを感じたことのある人の割合

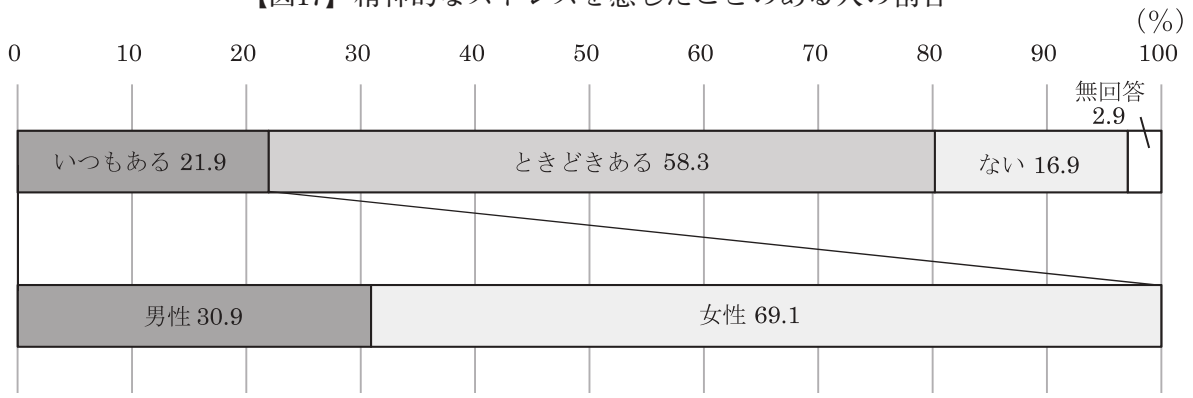

資料：一関市健康づくり課

【図18】ストレスの内容（※「ある」と答えた人による複数回答）

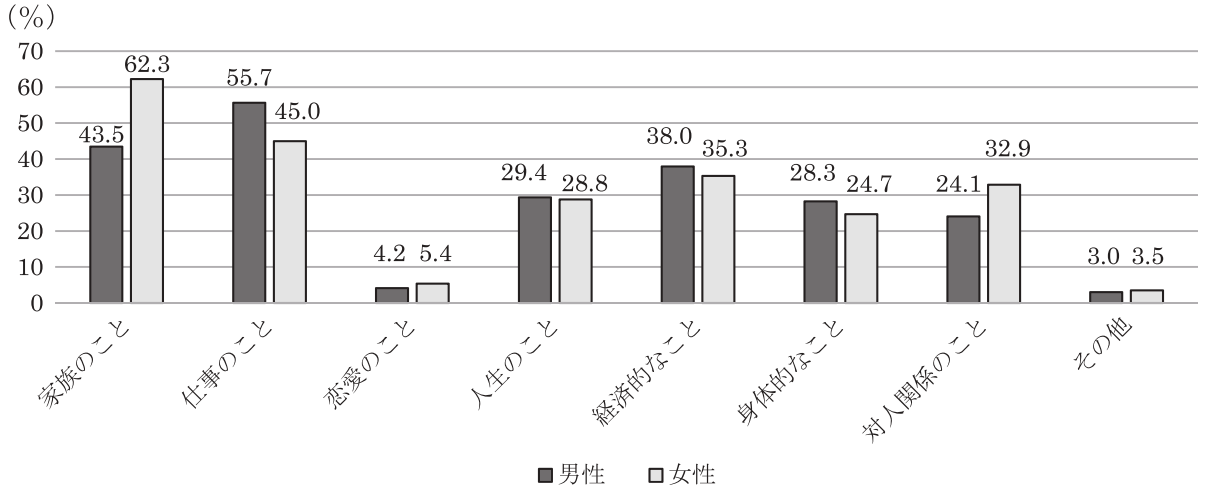

資料：一関市健康づくり課

第３章　計画の基本的な考え方

１　自殺総合対策大綱における基本理念

誰も自死に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死のリスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」、それぞれにおいて、強力かつ総合的に推進するものとします。

自死対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認するとともに、「いのち支える自死対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

【図19】自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

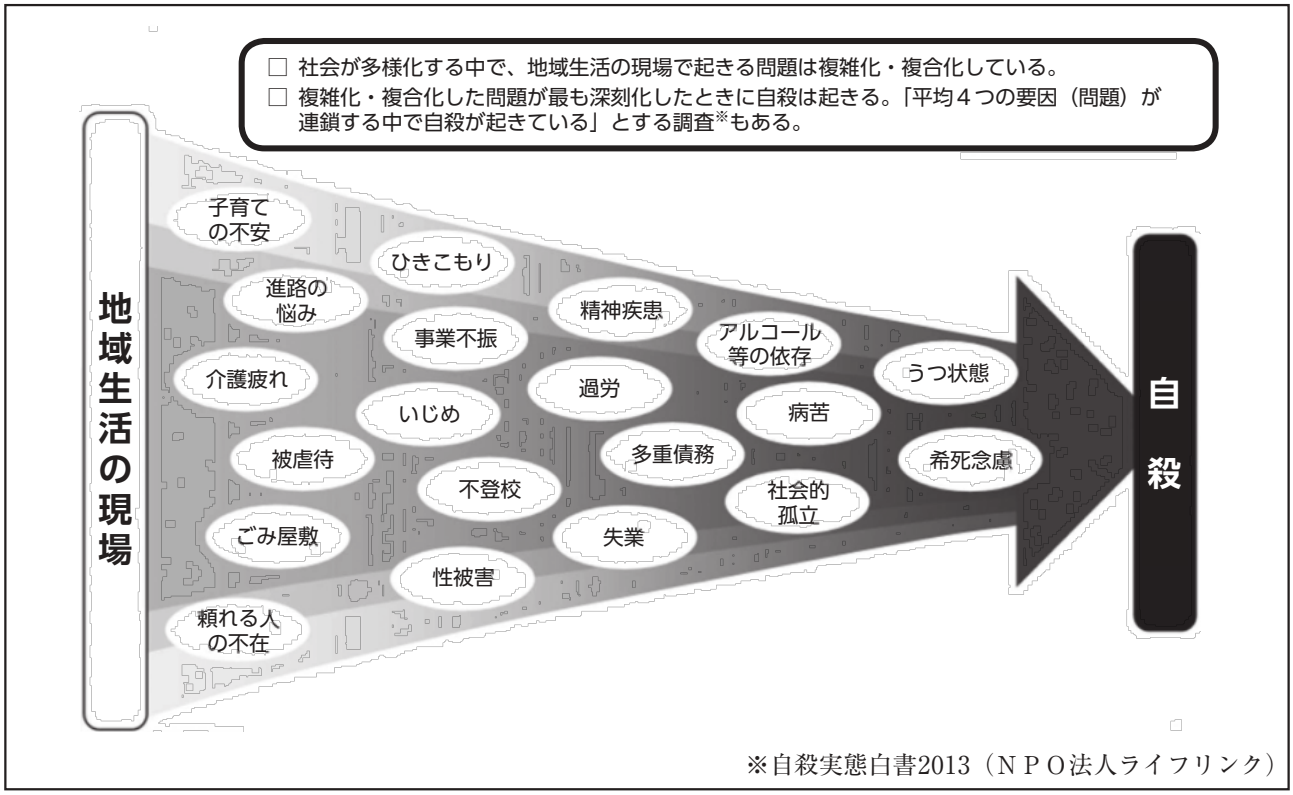

２　自殺総合対策大綱における基本認識

自死はその多くが追い込まれた末の死である

自死は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自死に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、多くの人は様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態や、うつ病・アルコール依存症等を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態になっていることが明らかになってきました。

このように、自死に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自死以外の選択肢が考えられない状態（心理的視野狭窄）に陥り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

このため、自死は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、「自死はその多くが追い込まれた末の死」と認識する必要があります。

【図20】背景にある主な自殺の危機経路

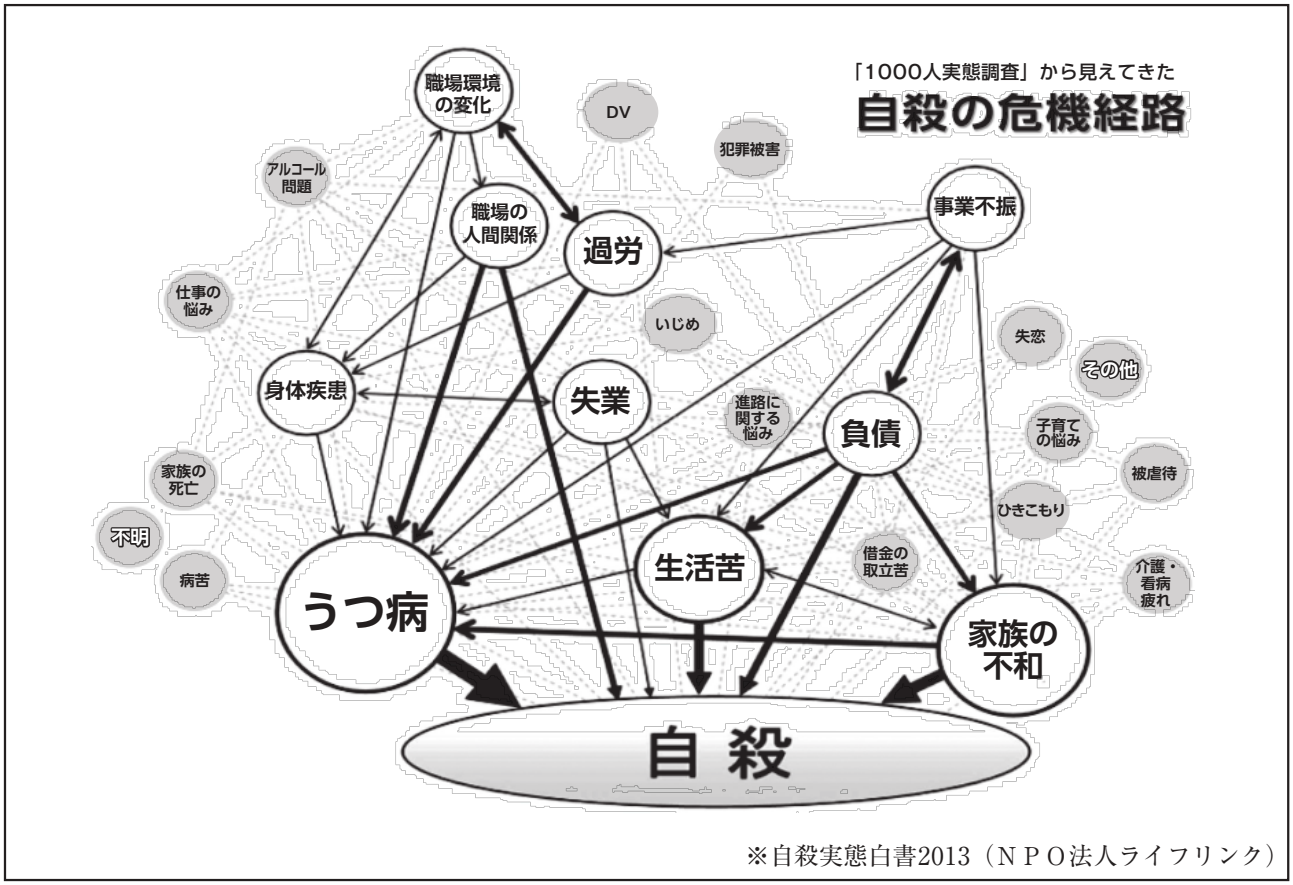

※自殺実態白書2013（ＮＰＯ法人ライフリンク）

年間自死者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

我が国では、平成19年６月、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自死対策の指針として自殺総合対策大綱を策定し、その下で自死対策を総合的に推進してきました。

自殺総合対策大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、年間自死者数は平成22年以降７年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前と同様の水準となりました。自死者数の内訳をみると、この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、自殺死亡率は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著です。

しかし、若い世代では、20歳未満の自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20代や30代における死因の第１位が自死であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低くなっています。さらに、我が国の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、年間自死者数も依然として２万人を超えているなど、非常事態はいまだ続いていると認識する必要があります。

地域レベルの実践的な取組をＰＤＣＡサイクルを通じて推進する

自殺対策基本法は、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的に掲げ、自死対策を社会づくり、地域づくりとして推進することと定めています。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自死対策計画を策定するものとされました。併せて、国は、地方公共団体における地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自死の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自死対策事業をまとめた政策パッケージ（注10）を提供することになりました。さらに、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの自死対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなりました。

自死総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なＰＤＣＡサイクル（注11）を通じて、自死対策を常に進化させながら推進していく取組です。

注10：政策パッケージとは、平成29年７月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策政策パッケージを作成することとされていることから、自殺総合対策推進センターが作成し、公表したもの。

注11：ＰＤＣＡサイクルとは、業務の計画（plan）を立て、計画に基づいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、改善（act）を行う、その過程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

３　一関市自死対策推進計画の基本方針

⑴様々な分野の「生きる」支援との連携を強化する

自死は、健康問題だけでなく、様々な要因が複雑に関係しています。自死を防ぐには、自死に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、包括的な取組が重要です。

また、この包括的な取組を推進するためには、自死対策として考えられることの全てを、関係機関との連携を図りながら、市民と共に取り組む必要があります。

こうした取組は実践的な活動を通じて広がりつつあり、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。

今後、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自死対策の一翼を担っているという意識の共有を推進します。

⑵実践と啓発を両輪として推進する

①自死は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

今や自死の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。

自死に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実もあります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めること、自らの危機に適切に対応することが、市民一人ひとりの共通認識となるよう引き続き普及啓発を推進します。

②自死や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する

精神疾患や精神科医療に対する偏見がいまだあることから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。特に、中高年男性は、ストレスやこころの問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちだと言われています。

他方、自死以外の選択肢が考えられない状態に陥り「死にたい」と考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちの間で激しく揺れ動き、不眠や体調不良など自死の危険を示すサインを発していることが多くあります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自死を考えている人のサインに早く気づき、必要に応じて精神科医療等の専門家へつなぎ、見守っていけるよう、引き続き取組を推進します。

「市民誰もがゲートキーパー」を基本とした
自死対策の取組を推進し、
「『生きる』をささえるいちのせき」を目指します。

コラム　～ゲートキーパーとは～

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことを「ゲートキーパー」といいます。

話をよく聴き、一緒に考えてくれる人がいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。（内閣府「誰でもゲートキーパー手帳第２版」より）

つらいときや苦しいときなどは、身近な人にＳＯＳを出せるといいですね。また、身近な人のＳＯＳに気づいたら、声をかけ、話を聴くことができるといいですね。

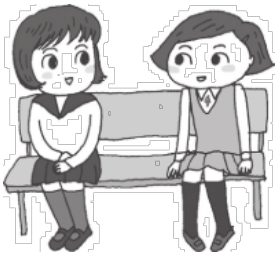

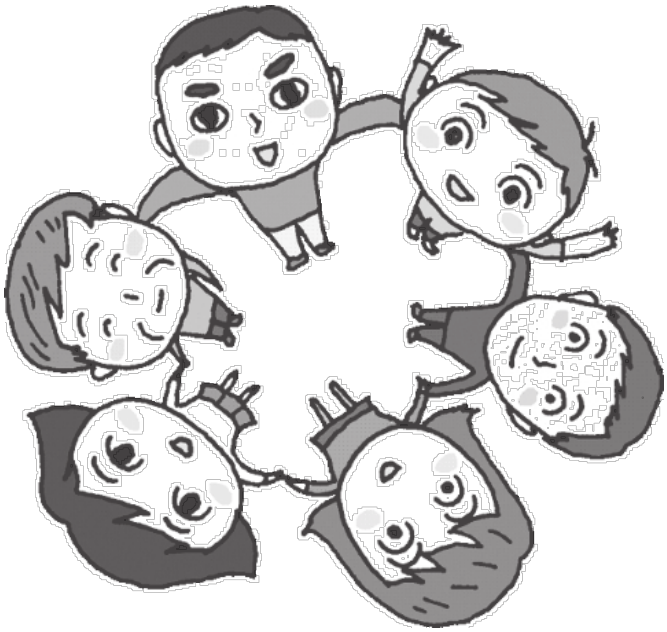

第４章　自死対策の取組

１　重点施策

本市における自死の現状と課題を踏まえ、重点的に取り組むべき項目を、次の３つとし、重点施策として取組を推進します。

⑴高齢者に対する取組を推進します

本市における高齢化率は年々増加し、今後も更に増加していくことが見込まれるなかで、喪失感を感じやすい高齢者の孤立予防や生きがいづくりの支援が重要となります。今後も、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した取組を推進します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	地域包括支援センターの機能強化・充実	介護に関する問題について相談の機会を提供する。	必要な支援につなげることで、自死のリスクを低下させる。	相談件数	介護保険課 地域包括支援センター
2	地域包括支援センターの機能強化・充実（地域ケア会議の開催）	多職種協働により個別事例の検討会を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行い、地域づくりや社会資源の開発などの政策提言への取組を行う。	自死のリスクが高い市民を適切な機関へつなぎ、関係機関が連携して支援するためのツール（情報共有のためのシート等）を導入・活用することで、支援体制の強化を図る。	事業の維持・継続	介護保険課 地域包括支援センター 高齢者総合相談センター
3	介護相談活動の実施	介護保険課に介護相談員を配置し、各家庭や介護サービス事業所を訪問し、市民からの介護の相談に対応する。	介護に関する問題についての相談機会の提供を通じて、問題を把握し、必要な支援につなげる。	相談件数	介護保険課
4	介護予防・生活支援サービス事業	要支援１・２及び基本チェックリストで生活機能低下と判定された人に対し、多様なサービス主体により介護予防サービス等を提供する。	市民が主体となった介護予防サービスや生活支援サービスの提供に高齢者自ら参加することにより、支えられる側から支える側への意識啓発を行い、高齢者の生きがいづくりと自らの介護予防を図る。	・通所型サービスＢ及び通所型サービスＣの年間利用者数 ・生活支援アシスタント養成研修開催回数	長寿社会課
5	健康相談 ・窓口相談 ・家庭訪問	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言指導を行う。	悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	相談窓口を知っている人の割合	健康づくり課 支所保健福祉課 地域包括支援センター
6	一般介護予防事業	65歳以上の全ての高齢者を対象として、各地区の集会所等を会場に、介護予防の普及や啓発活動等を行う。	介護予防の取組を普及し、高齢者が広く参加することにより、高齢者の生きがいづくりと健康長寿への意識の高揚を図る。	介護予防教室等の参加者数	健康づくり課 長寿社会課 介護保険課 支所保健福祉課 地域包括支援センター
7	市民センター生涯学習事業	市民センターにおいて「高齢者大学」等を開講し、多様な学習機会の提供と学習活動を支援する。	高齢者の健康増進や講座等の参加者との交流、仲間づくり、生きがいの獲得、社会参加を促進する。	市民センターにおける高齢者事業の開催回数・参加者数	いきがいづくり課

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
8	認知症地域支援推進員の活動の推進等	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族等への相談支援、認知症初期集中支援チーム☆1との連携等により、必要なサービスが適切に提供されるよう支援する。	介護について身近に相談できる地域包括支援センターに認知症地域支援推進員がいることで、市民が相談しやすい環境づくりを推進する。	認知症サポーター養成者数 ※第７期介護保険事業計画に準ずる	介護保険課 地域包括支援センター 高齢者総合相談センター
9	認知症サポーター養成講座	認知症サポーター☆2の養成を行う。	認知症サポーターに自死対策に関する情報提供を行う。	新規養成者数	長寿社会課
10	高齢者見守り事業	郵便局や新聞配達業などの一般家庭を訪問する事業者と連携し、高齢者世帯等の見守り活動を行う。	高齢者の異変を早期に把握し、早期の支援につなげる。	協力事業所数	長寿社会課
11	シニア活動プラザ運営事業	シニア活動プラザを拠点としてシニア世代の社会参加、社会貢献活動へのきっかけづくりや活動の促進などに関する支援を行う。	高齢者の社会参加や社会貢献活動を支援し、高齢者の閉じこもりを防止する。	利用者数	長寿社会課 一関市社会福祉協議会
12	地域公共交通網形成計画の推進	交流の促進と地域の暮らしを支える公共交通ネットワークを形成する。	買い物や通院など日常生活の移動を支える公共交通ネットワークを形成し、地域住民の生活の足を確保する。	市営バス等の利用者数割合	まちづくり推進課
13	高齢者虐待の防止	高齢者に対する虐待防止に関する、啓発活動を行う。	高齢者に対する虐待の防止に関する情報提供及び虐待の早期対応を図り、地域で安心して暮らせる環境を整える。	高齢者に対する虐待を防止する情報提供の回数	長寿社会課

☆1　認知症初期集中支援チーム：認知症が疑われる人や認知症の人が自立した生活を送れるように、認知症初期集中支援チームが早期に継続的、包括的な支援を行い、必要なサービスの提供につなげる。

☆2　認知症サポーター：認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する人。

⑵生活困窮者に対する支援を推進します

生活困窮の背景には、経済的な問題のみではなく、病気や健康、障がい、就労等の多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向にあります。経済的な不安を抱えた人の孤立を防ぐため、関係機関と連携した支援を行います。

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している、あるいは困窮するおそれのある人に対し、早期の相談受付と自立を支援するため、他の関係機関と連携した各種支援を行う。また、離職により住宅を喪失している、あるいは喪失するおそれのある人に対し、住居確保給付金の支給と求職活動支援を行う。	早期に相談を受け、支援を行い、様々な問題の解決に着手することで、金銭面及び心理面の負担を軽減する。	事業の維持・継続	福祉課 一関市社会福祉協議会
2	生活困難者支援事業	ホームレスやDV等の社会的孤立や社会的排除により緊急支援が必要な人に対し、食糧等支援や居住支援などの緊急一時支援を行い、自立に向けた支援を行う。また生活困窮者自立相談支援事業と連携し、自立・就労支援を行う。	緊急支援が必要な人に対し、早期に支援を行い、金銭面及び心理面の負担を軽減する。	事業の維持・継続	一関市社会福祉協議会
3	生活保護扶助費	最低生活費以下の収入の世帯が生活保護申請を行い生活保護開始となった場合は、扶助費を支給し各種支援を行う。	金銭面及び心理面の負担を軽減する。	事業の維持・継続	福祉課
4	実費徴収補足給付事業	保育所等を利用する低所得階層世帯の費用負担の軽減を図るため、保育料とは別に実費徴収された給食費、教材費及び行事費の一部について補足給付する。	子育てに関する金銭面の負担を軽減する。また保護者と接する機会を通じて子育てに関する悩みや不安を把握し、必要な支援につなげる。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	子育て支援課 学校教育課
5	就学援助と特別支援学級就学奨励補助事業	経済的理由により、就学困難な児童･生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し､給食費･学用品等の一部補助を行う。	就学に関する金銭面の負担を軽減する。また保護者と接する機会を通じて就学に関する悩みや不安を把握し、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	学校教育課
6	介護保険料の賦課、収納、分納	介護保険料の滞納者に対し、納付の勧奨及び収納状況を把握する。	納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて支援機関につなげる。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	介護保険課
7	消費者信用生活協同組合相談会	弁護士及び関係機関の相談員等によるワンストップ相談会を開催する。	日常生活における様々な問題や金銭に関する悩みについて解決のための支援を行う。	相談窓口を知っている人の割合	消費者信用生活協同組合主催 健康づくり課 生活環境課 一関市社会福祉協議会

⑶労働者に対するメンタルヘルス対策を推進します

労働者に対するメンタルヘルス対策については、単に働く場（企業・事業所等）での取組だけではなく、行政や事業団体全体での関わりが重要であり、地域での周知・啓発も必要とされ、関係機関と連携した働きが望まれます。本市は、特に働き盛り世代の男性の自殺死亡率が全国と比較して高いことから、労働者に対するメンタルヘルス対策を推進します。

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	延長保育・幼稚園型一時預かり事業	通常の保育時間を延長して保育を行う延長保育や、一時預かりを行う。	子育てしやすい環境を整える。	事業の維持・継続	子育て支援課 学校教育課
2	母子家庭等支援事業	ひとり親家庭の父母に職業能力開発の講座受講の給付金を支給する。また、就職時に有利な資格取得の養成訓練の給付金を支給する。	就労問題解決の一助となり、生活の安定を図る。また、給付金申請時の関わりを通じて、申請者の状況を把握し、必要な支援機関の情報提供等を行う。	事業の維持・継続	子育て支援課
3	企業への出前健康教育	従業員を対象として、保健師等が健康づくりに関する講話を行う。	働き盛り世代の人へ心身の健康について情報提供を行うことで、健康の保持増進を図る。	出前健康教育実施回数	健康づくり課 支所保健福祉課
4	国民年金保険料免除制度・納付猶予制度（失業等による特定免除）	失業等により保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料納付を免除又は猶予する。	申請時に、メンタルヘルスに関するリーフレットを配布し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	国保年金課
5	医療介護人材育成事業（介護従事者向け研修）	市内の介護サービス事業所に勤務する人を対象に個人のスキルアップや人材育成の手法などに関する研修会を開催する。	介護業務は、従事者にかかる負担が大きいことから、研修を通じ、従事者個人のモチベーションの維持・向上を図るとともに、同業種の職員との交流により心理的負担を軽減する。	研修会開催回数	長寿社会課

２　基本施策

地域全体で自死対策に取り組み、「『生きる』をささえるいちのせき」の実現を目指すため、本市における自死問題の特性と必要な取組を踏まえて自死対策を推進します。

（※重点施策と重複する取組は、表中№欄に該当する重点施策の項目を以下により記載）
高齢者に対する取組…㊒、生活困窮者に対する取組…㊓、労働者に対する取組…㊕

⑴地域におけるネットワークの強化

自死対策を推進していくためには、地域の関係機関の役割を明確にし、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。また、地域の団体においても自死対策を目的とする活動のみならず、医療、保健、福祉、教育、産業、労働等に関連する分野で自死対策を推進するため、様々な関係機関と情報の共有を図りながら自死対策に取り組みます。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	一関市自死対策推進協議会	一関市自死対策推進計画や自死対策推進のため、必要な事項について協議する。	一関市自死対策推進計画について協議し、連絡調整や関係機関等と連携を図る。	事業の維持・継続	健康づくり課
2	一関市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進のため必要な事項について協議する。	連絡調整や関係機関等と連携を図る。	事業の維持・継続	健康づくり課
3	一関地域自死対策推進連絡会議	地域住民のこころの健康維持・向上及び自死をなくす取組につなげることを目的に会議を開催する。	一関地域における自死対策の推進方策を検討し、関係機関と連携を図る。	事業の維持・継続	岩手県一関保健所
4	一関地区障害者地域自立支援協議会	障がい福祉に関する協議の場を、相談支援事業者、福祉サービス事業者、医療、保健、福祉、教育、就労、障がい者団体等で構成し、ネットワークを構築する。	連絡調整や関係機関等と連携を図る。	事業の維持・継続	福祉課
5	両磐精神医療連絡会	精神障がい者の医療・保健・福祉に関して、関係機関が連携を図り、社会復帰及び社会参加の促進、地域保健の充実を図ることを目的に会議を開催する。	地域における精神医療・保健・福祉の関係者が集まり、情報を共有し、連絡調整や関係機関と連携の強化を図る。	事業の維持・継続	岩手県立南光病院
6	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法に基づき、子育て支援の施策に参画、関与する仕組みを構築する。	子ども・子育て会議において自死対策に関する情報提供を行い、子育て世帯への支援強化を図る。	情報提供の回数	子育て支援課
7	要保護児童対策地域協議会	児童虐待を受け保護が必要な児童について、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	実務者会議や個別ケース検討会議等において、自死予防に関する情報提供を行う。また、相談・支援等の活動が円滑に行える環境づくりを推進する。	情報提供の回数	子育て支援課 支所保健福祉課

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
8 ㊞	高齢者見守り事業	郵便局や新聞配達業などの一般家庭を訪問する事業者と連携し、高齢者世帯等の見守り活動を行う。	高齢者の異変を早期に把握し、早期の支援につなげる。	協力事業所数	長寿社会課
9 ㊞	認知症地域支援推進員の活動の推進等	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族等への相談支援、認知症初期集中支援チームとの連携等により、必要なサービスが適切に提供されるよう支援する。	介護について身近に相談できる地域包括支援センターに認知症地域支援推進員がいることで、市民が相談しやすい環境づくりを推進する。	認知症サポーター養成者数 ※第７期介護保険事業計画に準ずる	介護保険課 地域包括支援センター 高齢者総合相談センター
10	一関市自死対策関係課連絡会議	自死対策推進のための情報収集及び連絡調整を行う。	意見交換や事業の検討を行い、関係課間等の横断的な連携を図る。	事業の維持・継続	健康づくり課

⑵市民全体へのアプローチ（一次予防）

①普及啓発

自死に追い込まれるという危機は誰もが当事者となり得ることですが、自死に対する誤った認識や偏見により当事者の心情や背景が理解されづらい現状があります。それらを払拭し、危機に陥ったときには周囲に助けを求め、周囲はその存在に気付き、寄り添うことの大切さが地域で共有されるよう、情報提供を図るとともに、普及・啓発を推進します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	啓発ティッシュとリーフレットの配布	イベント等で、相談窓口を記載したポケットティッシュやリーフレットを配布する。	自死予防に対する取組や相談窓口を掲載したポケットティッシュやリーフレットを配布し、取組や相談窓口の普及啓発を図る。	相談窓口を知っている人の割合	健康づくり課 支所保健福祉課 消防課
2	ポスターの掲示	自死予防に関するポスターを市民の集う場に掲示する。	自死予防に対する取組や相談窓口が記載されたポスターを掲示し、取組や相談窓口の普及啓発を図る。	相談窓口を知っている人の割合	健康づくり課 支所保健福祉課 消防課 一関図書館
3	障がい保健福祉ガイドブック作成・配布	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布する。	相談窓口の一覧を掲載することで、相談機関の周知の拡充を図る。	相談窓口を知っている人の割合	福祉課 健康づくり課 支所保健福祉課
4	地域協働体活動費補助金交付事業	地域住民が主体となった地域づくりを推進するため、地域協働体が地域づくり計画に基づいて行う地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動に要する経費に対して補助金を支給する。	地域協働体関係者に自死対策に関する情報提供を行う。	情報提供の回数	まちづくり推進課
5	自治会等活動費総合補助金交付事業	地域の実情に応じた活動の展開や地域課題の解決に積極的に取り組む自治会等の育成と活動を支援するため、自治会等が行う一般活動事業、施設整備事業に要する経費に対して補助金を支給する。	補助金申請時などに、自治会関係者に自死対策に関する情報提供を行う。	情報提供の回数	まちづくり推進課
6	こころの健康づくり講演会	専門家による講演会を開催する。	うつ病や自死に対する理解を深める。	参加者の満足度又は理解度	健康づくり課 支所保健福祉課
7	こころの文化祭	障がい者の社会参加と、精神障がい者に対する理解の促進を目的としたイベントを開催する。	精神疾患に関する知識の普及と、精神疾患がある人への支援について啓発を図る。	参加者数	健康づくり課
8	図書館サービス	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実及び、映画会・講座等の開催など、教育・文化サービスを提供する。	９月の岩手県自殺防止月間や３月の自殺対策強化月間（国）に合わせて、専用コーナーを設けて関連図書を配置し、啓発を図る。	相談窓口を知っている人の割合	一関図書館
9	こころの体温計	インターネットを使って、気軽に今のこころの健康状態を確認できるシステムを運用する。	携帯電話やパソコン端末等を利用したこころの健康チェックを通じ、相談窓口の普及啓発を行う。	アクセス数	健康づくり課 長寿社会課

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
10	メディアを活用した周知	月２回の市広報への記事の掲載やコミュニティＦＭ等を活用した情報発信を行う。	９月の岩手県自殺防止月間や３月の自殺対策強化月間（国）に合わせて、市広報やコミュニティＦＭ等を活用して、自死予防に関する取組や相談窓口の周知を図る。	相談窓口を知っている人の割合	健康づくり課 支所保健福祉課
11	地域協働体支援事業	協働ニュース「輪（わ）っしょい！」の発行及び協働に関するホームページを開設し各種情報を発信する。	９月の岩手県自殺防止月間や３月の自殺対策強化月間（国）に合わせて、自死対策の情報をホームページに掲載する。	相談窓口を知っている人の割合	まちづくり推進課
12	雇用対策事務	雇用対策ホームページの運用を行う。	ホームページに就労や労働問題に関する相談窓口の情報を掲載する。	相談窓口を知っている人の割合	労働政策課
13 ㊞	高齢者虐待の防止	高齢者に対する虐待防止に関する、啓発活動を行う。	高齢者に対する虐待の防止に関する情報提供及び虐待の早期対応を図り、地域で安心して暮らせる環境を整える。	高齢者に対する虐待を防止する情報提供の回数	長寿社会課

②人材育成（ゲートキーパー等の養成）

自分の周りにいる自死を考えている人に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聴いて、必要に応じて支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の役割を市民誰もが担うことができるよう、環境を整えます。

本市ではこれまでもゲートキーパー養成講座を開催してきましたが、今後さらに対象を広げ、幅広い世代の人材を養成します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	ゲートキーパー養成講座	市民を対象にゲートキーパーの養成を行う。	ゲートキーパーを養成し、市民が相談しやすい環境を整える。	ゲートキーパー養成講座実施回数及び参加者数	健康づくり課 支所保健福祉課
2	ゲートキーパー養成講座 （職員対象）	市職員を対象にゲートキーパーの養成を行う。	ゲートキーパーを養成し、市職員及び来庁した市民が相談しやすい環境を整える。	全職員の受講率	健康づくり課
3	幼児教育・保育事業	幼稚園、認定こども園、保育所等による幼児教育・保育・育児相談を行う。	気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、教諭、保育士、担当職員等に対してゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	教諭、保育士、担当職員等のゲートキーパー養成講座受講率	子育て支援課 学校教育課
4	徴収嘱託職員の設置	市税の徴収及び収納事務を行う。	気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、担当職員に対してゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	職員のゲートキーパー養成講座受講率	収納課
5	納税相談	市民から納税に関する相談を受け付ける。	気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、担当職員に対してゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	職員のゲートキーパー養成講座受講率	収納課
6	水道料金、下水道使用料徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収及び給水停止の執行を行う。	気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、担当職員に対してゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	職員のゲートキーパー養成講座受講率	業務課
7	一関地域自死とうつに関するケアネットワーク会議	自死やうつに係る相談機関等が、相互に連携し役割分担を図りながら、総合的な相談支援体制を構築することを目的に会議を開催する。	事例検討や情報交換及び学習会を行うことで、支援者の資質の向上を図る。	会議の開催回数	岩手県一関保健所
8	一関地域こころのケアナース養成セミナー	住民の身近にいる医療、福祉及び教育関係者等を対象として、自死のリスクや危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材を養成するためのセミナーを開催する。	自死のリスクや危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材を育成し、市民が相談しやすい環境を整える。	養成セミナー参加者数	岩手県一関保健所
9 ㊟	認知症サポーター養成講座	認知症サポーターの養成を行う。	認知症サポーターに自死対策に関する情報提供を行う。	新規養成者数	長寿社会課
10	傾聴ボランティア養成講座	市民を対象に傾聴ボランティア☆3の養成を行う。	傾聴ボランティアを養成することで、市民が悩みを相談しやすい環境を整える。	傾聴ボランティアの養成者数	健康づくり課
11	精神保健福祉及び傾聴ボランティア活動支援研修会	精神保健福祉ボランティア☆4及び傾聴ボランティアを対象に、こころの健康・自死予防に関わる情報を伝え、互いの交流を図る。	こころの健康や自死予防に関わる情報・知識を理解し、ボランティア同士の交流を行うことで、市民の主体的な活動やつながりを推進する。	研修会参加者数	健康づくり課

☆3　傾聴ボランティア：悩みや不安を抱える人たちの声に真摯に耳を傾け、その想いに共感することで、相手のこころのケアができる人。

☆4　精神保健福祉ボランティア：精神障がい者との交流等の活動を行う人。

⑶生きることの促進要因を増やす取組

①健康増進

本市では国と比較し、脳卒中（脳血管疾患）の死亡率が高いことから、その要因となっている高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の早期発見に努めます。自死の原因・動機としては「健康問題」が最大の原因であることから、健康問題の発生を未然に防ぐための取組を引き続き推進します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	一関市保健推進委員の活動	疾病の予防、市民の健康の保持増進のため、健康づくり活動を推進する。	市民の健康の保持増進に対する取組を支援する。	検診受診率 ※健康いちのせき21計画に準ずる	健康づくり課 支所保健福祉課
2	一関市食生活改善推進員による食生活改善普及講習会	食生活の改善を中心とした健康づくり活動を推進する。	市民が生涯にわたり健全な食生活を営むことを支援する。	食生活改善普及講習会の実施回数	健康づくり課 子育て支援課 支所保健福祉課
3	各種成人検診事業	疾病の早期発見のため、各種成人検診を行う。	自死のリスクとなり得る健康問題の発生を予防する。	検診受診率 ※健康いちのせき21計画、第２期保健事業実施計画に準ずる	健康づくり課 支所保健福祉課
4	特定保健指導	特定保健指導の対象者に対し、個別に保健指導を行う。	自死のリスクとなり得る健康問題の発生を予防する。	特定保健指導実施率 ※第２期保健事業実施計画に準ずる	健康づくり課 支所保健福祉課
5	基本健康診査結果説明会	基本健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある人に対し、結果説明会を行う。	自分の健康状態について生活習慣改善のポイントを学ぶことで、将来の生活習慣病等の発生リスクを減らし、自死のリスクとなり得る健康問題の発生を予防する。	結果説明会実施回数	健康づくり課 支所保健福祉課
6	健康教育	行政区単位など、市民が集まる会場で、保健師等が健康づくりに関する講話等を行う。	自死予防や自死に対する理解を深め、正しい知識の普及を図る。	自死予防健康教育の実施回数	健康づくり課 支所保健福祉課
7	アルコールに関する健康教育	適正飲酒やアルコール依存症等のアルコールに関する講話を行う。	アルコールや健康問題に対する正しい知識の普及を図る。	アルコールの摂り過ぎによる健康への悪影響を知っている人の割合	健康づくり課 支所保健福祉課
8	こころの健康チェック	こころの健康チェック表☆5を用いて、自分のこころの健康状態を知る。	市民が自分のこころの健康状態に気づき、うつ状態などのこころの健康問題の発生を予防する。	実施件数	健康づくり課 支所保健福祉課
9 ㊞	一般介護予防事業	65歳以上の全ての高齢者を対象として、各地区の集会所等を会場に、介護予防の普及や啓発活動等を行う。	介護予防の取組を普及し、高齢者が広く参加することにより、高齢者の生きがいづくりと健康長寿への意識の高揚を図る。	介護予防教室等の参加者数	健康づくり課 長寿社会課 介護保険課 支所保健福祉課 地域包括支援センター
10 ㊞	介護予防・生活支援サービス事業	要支援１・２及び基本チェックリストで生活機能低下と判定された人に対し、多様なサービス主体により介護予防サービス等を提供する。	市民が主体となった介護予防サービスや生活支援サービスの提供に高齢者自ら参加することにより、支えられる側から支える側への意識啓発を行い、高齢者の生きがいづくりと自らの介護予防を図る。	・通所型サービスＢ及び通所型サービスＣの利用者数 ・生活支援アシスタント養成研修開催回数	長寿社会課

☆5　こころの健康チェック表：最近２週間の状況について５つの項目に回答し、こころの不調を早期に発見するもの。

②居場所づくり

本市はこれまで、市民が悩みや不安を相談し、情報交換ができる場の提供を行ってきました。今後も市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取組を推進します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	地域子育て支援拠点事業	乳幼児が遊ぶ場、保護者同士の交流や情報交換及び子育てに関する相談の場を提供する。	子育ての情報、悩みや不安を話し、育児ストレス等の解消を図る。	利用者数	子育て支援センター ＮＰＯ活動法人いちのせき子育てネット ＮＰＯ法人響生
2	子育てサロン事業	地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭のふれあいや仲間づくりを行う活動に対し、助成を行う。	育児に関する不安を解消し、地域における子育ての力を育む。	活動団体数	子育て支援課 一関市社会福祉協議会
3	放課後子ども教室事業	子どもの放課後の安全な居場所を確保するため、地域住民の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、子どもたちの豊かな人間性を養うとともに、地域コミュニティの充実を図る。	開催箇所数	いきがいづくり課
4	市民センター生涯学習事業	市民センターにおいて、生涯各時期に応じた多様な学習機会の提供と学習活動を支援する。	講座等の参加者との交流や仲間づくり、生きがいの獲得、社会参加を促進する。	市民センターにおける生涯学習活動利用者数	いきがいづくり課
5	地域おこし事業	自立に向けた活力ある地域づくりのため、地域及び民間が取り組む先導的な事業を支援する。	事業の実施を通じて、仲間や参加者との交流、生きがいの獲得、社会参加を促進する。	地域おこし事業の実施件数	まちづくり推進課
6	市民活動推進事業	ＮＰＯ、自治会等の市民活動団体の活動を活性化させ、市民主体の地域づくりを推進するため、中間支援ＮＰＯ法人を通じて、市民活動を支援する。	ＮＰＯ、自治会等への支援を通じ、相談・支援を行う団体の活動を活性化するとともに、仲間や参加者との交流、生きがいの獲得、社会参加を促進する。	相談支援業務における相談件数	まちづくり推進課
7	ふれあいサロン事業	地域住民が主体となり、概ね 65 歳以上の人を対象に、談話や会食、交流などを行う団体に対し、安心して活動できるよう、費用を助成する。	閉じこもりの防止や高齢者の生きがいに役立てるとともに、互いの安否確認の一助となり、地域の安全性を高める。	活動団体数	長寿社会課 一関市社会福祉協議会
8	適応支援教室（ＴＡＮＰＯＰＯ広場）	不登校を中心とした学校不適応の課題に対し、児童・生徒の集団生活への適応支援を行う。	児童・生徒及び保護者を対象とした個別又は小集団での相談活動・学習や体験活動を行い、学校生活への復帰を目指す。	ＴＡＮＰＯＰＯ広場の周知回数・利用者数	教育研究所
9	傾聴サロン	傾聴ボランティアが、保健センターや介護保険施設、病院等で、悩みや不安を抱える人の話を傾聴する。	悩みや不安を抱える人の話を傾聴し、その想いを共感することで、相談しやすい環境を整える。	開催回数・参加者数	健康づくり課
10	社会参加訓練事業	在宅で暮らす精神障がい者に対し、集団活動を通じた社会参加訓練を行う。	社会参加の促進を図る環境を整える。	開催回数・参加者数	健康づくり課 支所保健福祉課 ＮＰＯ法人レスパイトハウス・ハンズ ＮＰＯ法人アートで明るく生きるかわさき
11	精神障がい者家族会支援	精神障がい者の家族の交流の場を設ける。	交流や活動を通じて人と関わり合いを持つことで、家族が悩みを共有できる環境を整える。	開催回数・参加者数	健康づくり課
12	フリースペースひだまり	ひきこもり状態にある人やその家族が、自分らしく暮らせるように、交流会の実施や活動の場を提供する。	交流や活動を通じて人と関わり合いを持つことで、本人や家族が悩みを共有できる環境を整える。	開催回数・参加者数	フリースペース「ひだまり」運営委員会

③相談体制の充実

諸手続きや相談の場の機会を捉え、市民が抱えている問題を把握し、適切な支援等につなげるよう体制の充実を図ります。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	民生委員・児童委員の活動	生活や福祉全般、子育てに関する不安など、地域福祉に関する相談・支援を行う。	民生委員・児童委員を対象にした研修会や各地区の会議等において、自死予防に対する取組や相談窓口の情報提供を行い、各委員の理解の促進を図る。	事業の維持・継続	長寿社会課
2	行政連絡事務	広報の配布等の役割を担っている行政区長及び副行政区長に対して報酬を支払う。	行政区長が広報配付の際、班長等から地域住民の情報を聞き、必要時は支援機関を紹介することで、相談・支援等の活動が円滑に行える環境づくりを推進する。	相談窓口を知っている人の割合	まちづくり推進課
3	納税相談	市民から納税に関する相談を受け付ける。	滞納者の多くが複数の問題を抱えていることから、相談を通じて、抱えている問題を把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	事業の維持・継続	収納課
4	雇用対策事務	一関市無料職業紹介所における雇用相談を行う。	就労に関する相談を通じて、抱えている他の問題を把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	労働政策課
5	消費生活対策事務	消費者相談・情報提供や、消費者教育・啓発を行う。また、多重債務者相談（弁護士や消費者信用生活協同組合職員による相談）を行う。	多重債務者の多くが複数の問題を抱えていることから、相談を通じて、抱えている問題を把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	事業の維持・継続	生活環境課
6	無料法律相談	弁護士による無料法律相談を行う。	弁護士相談に至る相談者の多くが、深刻かつ複合的な問題を抱えていることから、相談対応を通じて、抱えている問題を把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	生活環境課
7	子育て短期支援事業	家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行う。	家族の状況や保護者の抱える問題や悩み等を把握し、必要に応じて支援を行う。	事業の維持・継続	子育て支援課
8	放課後児童健全育成事業	日中保護者が不在になる小学校児童が、放課後及び長期休業中に活動する場を提供する。	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行い、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、必要時は相談機関の情報提供を行う。	事業の維持・継続	子育て支援課
9 ㊐	母子家庭等支援事業	ひとり親家庭の父母に職業能力開発の講座受講の給付金を支給する。また、就職時に有利な資格取得の養成訓練の給付金を支給する。	就労問題解決の一助となり、生活の安定を図る。また、給付金申請時の関わりを通じて、申請者の状況を把握し、必要な支援機関の情報提供等を行う。	事業の維持・継続	子育て支援課
10	ひとり親家庭等医療費助成	母子又は父子家庭の父母と児童、父母のいない児童のいる家庭の医療費の一部助成を行う。	申請時に、メンタルヘルスに関するリーフレットを配布し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	国保年金課
11	妊産婦医療費助成	妊娠５か月目から出産した翌月末までの医療費の一部助成を行う。	申請時に、メンタルヘルスに関するリーフレットを配布し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	国保年金課

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
12	子ども医療費助成	出生後から18 歳までの子どもの医療費の一部助成を行う。	申請時に、メンタルヘルスに関するリーフレットを配布し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	国保年金課
13	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳１級・２級、障害年金１級・２級、特別児童扶養手当１級、療育手帳Ａのいずれかに該当する人に対する、医療費の一部助成を行う。	申請時に、メンタルヘルスに関するリーフレットを配布し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	国保年金課
14 ㊥	実費徴収補足給付事業	保育所等を利用する低所得階層世帯の費用負担の軽減を図るため、保育料とは別に実費徴収された給食費、教材費及び行事費の一部について補足給付する。	子育てに関する金銭面の負担を軽減する。また保護者と接する機会を通じて子育てに関する悩みや不安を把握し、必要な支援につなげる。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	子育て支援課 学校教育課
15	徴収嘱託職員の設置	市税の徴収及び収納事務を行う。	滞納者の多くが複数の問題を抱えていることから、問題を抱える人を早期に把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	収納課
16	身体・知的障がい者相談員の設置	身体・知的障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行う。	身体・知的障がい者やその家族の相談対応を行うことで、障がい者や家族の心理的負担を軽減する。	事業の維持・継続	福祉課
17	高齢者相談員の設置	長寿社会課に高齢者相談の専門員を配置する。	専門スタッフによる相談対応を行うことで、高齢者又は介護者等の心理的負担を軽減する。	事業の維持・継続	長寿社会課
18	生活支援コーディネーターの設置	高齢者の日常生活の支援体制の充実及び社会参加の促進を図るため、地域の高齢者支援ニーズと地域資源の調整を図る。	専門スタッフによる相談対応を行うことで、高齢者の心理的負担を軽減する。	事業の維持・継続	長寿社会課
19 ㊥	介護相談活動の実施	介護保険課に介護相談員を配置し、各家庭や介護サービス事業所を訪問し、市民からの介護の相談に対応する。	介護に関する問題についての相談機会の提供を通じて、問題を把握し、必要な支援につなげる。	相談件数	介護保険課
20 ㊥	介護保険料の賦課、収納、分納	介護保険料の滞納者に対し、納付の勧奨及び収納状況を把握する。	納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて支援機関につなげる。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	介護保険課
21	水道料金、下水道使用料徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収及び給水停止の執行を行う。	滞納者の多くが複数の問題を抱えていることから、問題を抱える人を早期に把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	業務課
22	国際交流事業補助金交付事業	多文化共生社会の実現を推進するため、国際交流事業及び在住外国人支援事業を行う国際交流団体の事業に要する経費に対して補助金を支給する。	日本の環境に不慣れな外国人の不安解消等に取り組む国際交流団体の活動を支援することにより、在住外国人の不安を解消する。	事業の維持・継続	まちづくり推進課
23	認知症カフェ	認知症の人や家族、地域住民､専門職などが集い、交流や情報交換を通じ、情報を共有し、お互いの理解を深める場を提供する。	認知症について不安に思っている人などが、正しい情報を得ることができる。また、地域に集える場所があることで、不安を軽減する。	参加者数	介護保険課

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
24	医療介護人材育成事業（介護担い手育成事業）	退職したシニア世代や主婦（夫）、潜在有資格者等を対象に介護の基本的な知識と技術を習得する講座を開催する。	介護技術の習得をすることで家族の介護負担を軽減するとともに、参加者間での情報交換や介護相談等により心理的負担を軽減する。	講座開催回数	長寿社会課
25	健康ライフサポート薬局	地域に密着した健康情報の拠点として活動することを目的として、市民のセルフメディケーション☆6の推進のため、一般用医薬品等の適切な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行える薬剤師が勤務している薬局を認定する。	かかりつけ薬剤師が利用者の薬剤情報を把握し、セルフメディケーションに対する助言や健康に関する相談、情報提供を行うなど、地域に密着した利用者と顔の見える関係を築くことで、利用者の薬剤や健康に関する不安を解消する。	事業の維持・継続	一関薬剤師会

☆6　セルフメディケーション：専門家の適切なアドバイスのもと、身体の軽微な不調や症状を自ら手当すること。

④妊産婦・子育て世代へのアプローチ

妊娠中から産後、子育て中の不安とストレスの軽減・解消を図り、産後のうつ等を予防し、安心して乳幼児期の子育てができるよう、妊産婦や子育てをしている保護者への支援の充実に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	妊婦支援事業	妊婦やその家族が不安を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう妊婦健康診査費用の助成、両親学級及び交流会の実施等の相談支援を行う。	健康で安心して出産ができるよう不安やストレスを軽減又は解消する。また、健康診査により疾病の早期発見・治療につなげる。	各種教室利用者の参加率及び満足度	子育て支援課 支所保健福祉課
2	産後支援事業	出産後間もない産婦の心身の回復を支援するため、産婦健康診査費用の助成を行う。また、母子の健康状態の把握と育児相談を行うため、乳幼児等家庭訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業及び養育支援訪問事業）を行う。	母子の健康状態を把握し、保健指導や、育児相談により、産後のうつ等の予防・早期発見につなげる。 ＥＰＤＳ９点以上の人には、電話や訪問等により状態を把握し、必要な支援を行う。	訪問時のＥＰＤＳが９点以上の人の割合	子育て支援課 支所保健福祉課
3	子育て支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	子育ての手助けが必要な人と子育てのお手伝いをしたい人とを結ぶ、会員制の子育て支援ネットワークを構築し、相互援助活動を行う。	地域で子育てを見守り育児を助け合うことで、保護者の育児疲れや困り事の軽減を図る。	利用者数	子育て支援課 一関市社会福祉協議会
4	育児支援事業	乳幼児が健やかに成長するため、適切な支援を行えるように、乳幼児健康診査を行う。また、離乳食や適切な食生活習慣を学び、正しい知識を身に着けることができるよう離乳食･育児教室を行う。	母子の健康状態を把握し、保健指導や正しい食生活の知識を習得することで、育児不安を軽減する。	・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間のある母親の割合（３～４か月児健診時） ・虐待したことがあると思う保護者の割合（１歳６か月児及び３歳児健診時）	子育て支援課 支所保健福祉課
5	子育て世代包括支援センター（こどもセンター）事業	母子保健コーディネーターや保健師等が、妊娠から出産、子育て期にわたって切れ目のない相談支援を行う。	妊娠・出産・子育てに対する不安やストレスを軽減又は解消する。	相談件数	子育て支援課 子育て支援センター

⑤若い世代へのアプローチ

若い世代へ、こころの健康づくりや相談窓口等の情報提供を行い、困った時の対処方法や助けを求めるＳＯＳの出し方を身に着けることができるよう、ライフスタイルに応じた働きかけを行います。

さらに、悩みを抱えた若い世代のＳＯＳに対応するゲートキーパーを、家庭や地域などに増やす取組を推進します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	青少年健全育成事業	青少年問題協議会を開催し、関係機関・関係課との連絡調整を行う。	地域の若年層の自死実態を把握する上で、青少年に関する情報を共有し、実務上の連携の基礎を築く。	情報提供の回数	子育て支援課
2	一関市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題について、関係機関と情報共有し、連携を図る。	児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう､協議会において、ＳＯＳの出し方の指導等の自死予防について周知し､環境づくりを推進する。	事業の維持・継続	学校教育課
3	少年センター運営	街頭補導活動、有害環境の浄化活動等を行い、青少年の健全育成を図る。	補導員研修会の際に、若い世代の自死の現状と対策について情報提供を行うことにより、補導員が青少年対策の現状と取組内容について理解を深めることができる。	情報提供の回数	子育て支援課
4 ㊟	就学援助と特別支援学級就学奨励補助事業	経済的理由により、就学困難な児童･生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し､給食費･学用品等の一部補助を行う。	就学に関する金銭面の負担を軽減する。また保護者と接する機会を通じて就学に関する悩みや不安を把握し、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	学校教育課
5	図書館サービス	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実及び、映画会・講座等の開催など教育・文化サービスを提供する。	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となる。	利用者数	一関図書館
6	特別支援教育推進事業	特別に支援を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じた適切な就学支援と特別支援教育の充実を図る。	本人の特性に応じた支援を行うことで、安心して学校生活を送ることのできる環境づくりを推進する。	個別の支援計画の作成率	学校教育課
7	思春期保健事業	児童・生徒が思春期の心身の特徴や課題に目を向けて、適切に対応できる知識の習得ができるよう支援する。	思春期特有の課題に、適切に対応できる知識を習得し、さらに自己肯定感を高めることで、児童・生徒が将来、自分や周りの人を大切にできる大人になれるよう支援する。	講演会の開催回数	子育て支援課 支所保健福祉課
8	こころのサポート授業	全小・中学校において、児童・生徒のトラウマ反応及び生活ストレスについて、質問紙を使って健康観察を行う。	ＳＯＳの出し方について、児童・生徒に伝えるとともに、相談窓口の紹介を行い、自らが必要な支援を求められるよう指導する。	事業の維持・継続	学校教育課
9	教育相談 （いじめ含む）	子どもの教育上の不安や悩みについて、専門の相談員が電話や対面で相談を行う。	専門の相談員に相談できる機会を提供し、相談の敷居を下げ、早期に問題を把握し、必要な支援につなげる。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	教育研究所

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
10	スクールカウンセラー	児童・生徒や保護者からの学校生活における相談を受け、教職員等との連携により課題の早期改善・解決を図る。	学校生活における悩みや不安を解決又は軽減し、安心して学校生活を送ることができる環境を整える。	指標の設定はなじまないため、状況を把握し対応する	学校教育課
11	ジョブカフェ一関運営事業	若年者の就業相談やカウンセリング、学校からの依頼に基づいた出前講座等のキャリア教育を行う。	就労に関する相談を通じて、抱えている他の問題を把握し、相談の場や支援機関の情報提供を行う。	相談窓口を知っている人の割合	労働政策課 ジョブカフェ一関

⑥働き盛り世代へのアプローチ

自死の原因・動機としては「健康問題」が最も多く、働き盛り世代は様々な健康問題が起こりやすい年代と言われています。こころやからだの健康に関するトラブルの発生を未然に防ぐための取組を推進します。また、事業所と連携し、働き盛り世代のメンタルヘルス対策に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1 ㊧	企業への出前健康教育	従業員を対象として、保健師等が健康づくりに関する講話を行う。	働き盛り世代の人へ心身の健康について情報提供を行うことで、健康の保持増進を図る。	出前健康教育実施回数	健康づくり課 支所保健福祉課
2	特定保健指導	特定保健指導の対象者に対し、個別に保健指導を行う。	自死のリスクとなり得る健康問題の発生を予防する。	特定保健指導実施率 ※第２期保健事業実施計画に準ずる	健康づくり課 支所保健福祉課
3	企業訪問・相談対応	市内製造業約 100 社を訪問し、各種支援制度の周知、企業の業況等情報収集を行う。	企業訪問時に、自死対策に関するリーフレットを配布し、従業員のメンタルヘルスについての相談の場や支援機関の情報提供を行う。	配布事業所数	工業課
4 ㊧	医療介護人材育成事業（介護従事者向け研修）	市内の介護サービス事業所に勤務する人を対象に個人のスキルアップや人材育成の手法などに関する研修会を開催する。	介護業務は、従事者にかかる負担が大きいことから、研修を通じ、従事者個人のモチベーションの維持・向上を図るとともに、同業種の職員との交流により心理的負担を軽減する。	研修会開催回数	長寿社会課

⑦シニア世代へのアプローチ

シニア世代は、大切な人との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の様々な問題を抱え込みやすいと言われています。シニア世代へのアプローチは、本人を対象とした支援のみならず、家族や介護者等に対する支援も含め、取組を推進します。

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1 ㊞	地域包括支援センターの機能強化・充実	介護に関する問題について相談の機会を提供する。	必要な支援につなげることで、自死のリスクを低下させる。	相談件数	介護保険課 地域包括支援センター
2	配食・給食サービス事業	虚弱その他の理由で調理を十分に行えない一人暮らし高齢者等に、定期的な配食と安否確認を行う。	在宅で生活する一人暮らしの高齢者等の生活援助や見守りを行い、安心して暮らせる環境を整える。	利用者数	長寿社会課
3	高齢者福祉乗車券	在宅で生活する市民税非課税世帯の70 歳以上の一人暮らしの人、高齢者のみの世帯に属する人などを対象に、市内のバスやタクシーで利用できる乗車券を交付する。	高齢者の社会参加や社会貢献活動を支援し、高齢者の閉じこもりを防止する。	利用者数	長寿社会課
4 ㊞	シニア活動プラザ運営事業	シニア活動プラザを拠点としてシニア世代の社会参加、社会貢献活動へのきっかけづくりや活動の促進などに関する支援を行う。	高齢者の社会参加や社会貢献活動を支援し、高齢者の閉じこもりを防止する。	利用者数	長寿社会課 一関市社会福祉協議会
5	在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	要介護４・５の認定を受けた高齢者と同居し、常時介護を行っている介護者に対し、介護手当を支給する。	在宅介護を行う介護者の金銭的負担が大きいことから、在宅介護者を支援し、地域で安心して暮らせる環境を整える。	支給人数	長寿社会課
6	家族介護支援事業	要介護４・５の認定を受けた高齢者と同居し、常時在宅で介護を行っている住民税非課税世帯の介護者に対し、介護用品を支給する。	在宅介護を行う介護者の金銭的負担が大きいことから、在宅介護者を支援し、地域で安心して暮らせる環境を整える。	支給人数	長寿社会課
7	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	要介護認定を受けた高齢者や身体に障がいのある人等の住宅の段差解消、手すり設置などの住宅改修費用の一部を補助する。	高齢者が住みなれた家で安心して暮らせるような環境づくりを支援する。また、介護者の介護負担を軽減する。	補助件数	長寿社会課
8	老人保護措置	身体の状況や環境上・経済的理由等により、在宅において養護を受けることが困難な概ね65 歳以上の高齢者を対象に入所措置を行う。	身体の状況や環境・経済的観点から高齢者を保護し、地域で安心して暮らせる環境を整える。	市内施設定員数	長寿社会課
9	生活支援ハウス	独立した生活に不安がある高齢者に対し、一定期間の住宅を提供する。	身体の状況や環境・経済的観点から高齢者を保護し、地域で安心して暮らせる環境を整える。	定員数	長寿社会課
10	社会福祉法人等による利用者負担軽減措置補助金	社会福祉法人等が低所得者を対象に介護サービス利用料等の軽減を行った場合に、社会福祉法人等が軽減した額の一部を市が補助する。	高齢者の在宅生活または施設生活における介護サービス利用料の軽減を図り、経済的支援を行う。	軽減実施法人数	長寿社会課

⑷ハイリスク者への支援の強化（二次予防）

本市ではこれまで、「こころの健康チェック表」によるうつスクリーニングの実施や対象者への家庭訪問、東日本大震災の被災者への家庭訪問等を行い、支援に取り組んできました。

今後も、相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりをするとともに、関係機関との連携を強化し、必要に応じて精神科等適切な医療や支援につなげるよう取り組みます。

また、精神疾患に対する誤った認識や偏見により生きづらさを抱える人のため、早期に適切な福祉サービスや精神科医療が受けられるよう、医療機関や相談支援機関等との連携を推進し、精神科医療を受けた後も、継続的な支援を行います。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1 ㊟	消費者信用生活協同組合相談会	弁護士及び関係機関の相談員等によるワンストップ相談会を開催する。	日常生活における様々な問題や金銭に関する悩みについて解決を支援する。	相談窓口を知っている人の割合	消費者信用生活協同組合主催 健康づくり課 生活環境課 一関市社会福祉協議会
2	健康相談 ・窓口相談 ・地区健康相談	未遂者やその家族等に対する相談窓口の周知を図るとともに、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言指導を行う。	悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	健康づくり課 支所保健福祉課 地域包括支援センター
3	家庭訪問	対象者の家庭を訪問し、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言指導を行う。	生活状況を把握して、必要な指導等を行い、心身の健康の保持増進を図る。	事業の維持・継続	健康づくり課 支所保健福祉課
4	被災者支援 ・窓口相談 ・家庭訪問	東日本大震災の被災者の家庭を訪問し、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言指導を行う。	生活状況を把握して、必要な指導等を行い、心身の健康の保持増進を図り、被災者の孤立を防ぐ。	事業の維持・継続	健康づくり課 支所保健福祉課
5	臨床心理士による市民のこころの健康相談	こころの健康に関する悩みを持つ人及び家族等を対象に、臨床心理士による健康相談を行う。	こころの健康に関する相談に対し、助言を行うことで、悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	健康づくり課 支所保健福祉課
6	臨床心理士による市民のこころの健康相談（ひきこもり相談）	ひきこもりに関する悩みを持つ人及び家族等を対象に、臨床心理士による健康相談を行う。	ひきこもりに関する相談に対し、助言を行うことで、悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	健康づくり課 支所保健福祉課
7	こころの健康相談（精神保健福祉相談）	こころの健康に関する悩みを持つ人及び家族等を対象に、精神科医師による健康相談を行う。	こころの健康についての相談に対し、助言を行うことで、悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	事業の継続・維持	岩手県一関保健所
8	アルコール家族教室	飲酒の問題やアルコール依存の問題がある人の家族を対象に、アルコールに関する講義や家族同士の話し合いなどを行う。	アルコール依存症に対する理解と対応を身につけ、家族同士の話し合いを通じて、本人と家族が自分らしい生活を送れるよう支援する。	事業の維持・継続	岩手県立南光病院 健康づくり課
9	子育て世代包括支援センター（こどもセンター）事業	母子保健コーディネーターや保健師等が妊娠・出産・子育てにわたる切れ目ない相談支援を行い、リスクの早期発見・予防を行う。	支援の必要な母子を把握して、支援プランを作成し、有効な支援につなげる。	支援プランの作成数	子育て支援課 子育て支援センター

No.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
10	産後支援事業	出産直後の援助者の確保が困難な家庭に対し、育児支援等のためのサポーターを派遣する。また、助産師等が訪問し産後のケアや保健指導等の支援を行う。	支援の必要な母子が、訪問支援により、安心して産後の生活を送ることができるよう、家事・育児支援により子育ての不安や孤立感を軽減する。	利用者数	子育て支援課
11	発達支援相談	発達検査や個別相談を行い、子どもの発達に合わせた関わり方について情報提供を行う。	発達支援相談を通じて保護者の不安や悩みを把握し、育てづらさのある子どもへの関わり方についての不安を軽減する。	事後アンケート結果から評価	子育て支援センター 子育て支援課 支所保健福祉課
12	家庭児童相談室運営	家庭児童相談員☆7が適正な児童養育、家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う。	家庭児童相談員がつなぎ役となり、必要な支援につなげ、子育てしやすい環境を整える。	事業の維持・継続	子育て支援課 支所保健福祉課
13	婦人保護事業	婦人相談員☆8が家庭や生活上の問題解決のための各種相談を行う。	関係機関と連携しながら、様々な問題を抱える女性の生活を支援する。	事業の維持・継続	子育て支援課
14 ㊥	生活困窮者自立相談支援事業	複合的な問題を抱える生活困窮者の相談窓口を開設し、各種支援業務を行う。	金銭面及び心理面で自死のリスクを抱える人の負担を軽減する。	事業の維持・継続	福祉課 一関市社会福祉協議会
15 ㊥	生活保護扶助費	最低生活費以下の収入の世帯が生活保護申請を行い生活保護開始となった場合は、扶助費を支給し各種支援を行う。	金銭面及び心理面の負担を軽減する。	事業の維持・継続	福祉課
16	基幹相談支援センター	障がい者等の相談、情報提供、助言を行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携を行う。	連絡調整や関係機関等の連携を図る。	相談窓口を知っている人の割合	福祉課 一関市社会福祉協議会
17	地域活動支援センター事業	障がい者の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する。	日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などの生活支援を行う。	相談窓口を知っている人の割合	福祉課
18	障がい者虐待の防止	障がい者虐待に関する通報や届出を受け付け、障がい者及び養護者に対する相談・助言を行う窓口として、障がい者虐待防止センターを設置する。	虐待への相談・助言を行い、自死のリスクを抱えた人へ早期対応を行う。	事業の維持・継続	福祉課
19	障がい者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者などから障がい福祉サービスや生活に関する相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。	福祉サービスの利用援助や社会資源を活用するための支援を行う。	相談窓口を知っている人の割合	福祉課

☆7　家庭児童相談員：家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う相談員。
☆8　婦人相談員：要保護女子等の発見、相談、指導を行う。配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行う相談員。

⑸遺された人への支援の充実（三次予防）

自死遺族は、大切な人を突然失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤った認識や偏見により、地域から孤立状態に陥る可能性があります。遺された親族や周囲の人の苦しみ・不安をやわらげる取組を、今後も引き続き推進します。

№.	事業名	事業概要	生きるをささえる支援	評価指標	担当課・関係機関
1	自死遺族交流会	自死遺族を対象として、それぞれの体験や気持ちを語り合う場を設ける。	それぞれの体験や気持ちを安心して語り合い、想いを分かち合うことで、精神的な負担の軽減につなげる。	事業の維持・継続	岩手県一関保健所 健康づくり課
2	家庭訪問	家庭を訪問し、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言指導を行う。	遺された人が必要な支援につながるよう、個別の支援を行う。	事業の維持・継続	健康づくり課 子育て支援課 支所保健福祉課
3	健康相談 ・窓口相談 ・地区健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言指導を行う。	悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	健康づくり課 子育て支援課 支所保健福祉課
4	臨床心理士による市民のこころの健康相談	こころの健康に関する悩みを持つ人及び家族等を対象に、臨床心理士による健康相談を行う。	こころの健康に関する相談に対し、助言を行うことで、悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなげる。	事業の維持・継続	健康づくり課 支所保健福祉課

3　家庭や地域、学校等での取組

区分	関連施策	取組内容
自分・家庭	普及啓発	・こころや身体の不調に気づいたときは、早めに相談する。 ・自死に関する正しい知識を身につける。
	人材育成	・ゲートキーパー養成講座を積極的に受講する。 ・相手を思いやる声かけや、聞くことの大切さを心がける。
	健康増進	・乳幼児期から、野菜の摂取や減塩食など生活習慣病予防に取り組む。 ・バランスの取れた食生活、運動、適正体重を心がけ生活習慣病を予防する。 ・アルコール、たばこの健康への影響を知り、未成年での飲酒や喫煙をしない。 ・成人では、アルコールの影響を知り、適量飲酒を守る。 ・今よりも10 分、体を動かす時間を増やす。 ・自分に合ったストレスの発散方法を見つける。 ・「休養指針」☆9を参考に健康づくりに取り組む。 ・「睡眠12 箇条」☆10 を参考に、適切な睡眠をとる。 ・声をかけ合って年１回の健診を受け、健康をチェックする。 ・高齢期における心身の変化を受け入れ、日々の生活を楽しみ、上手にストレスを解消する。
	居場所づくり	・地域の行事やイベント、ボランティア活動、趣味の活動に積極的に参加する。 ・あいさつの習慣を身につけ、地域の人や職場の人など交流を図る。 ・自分や家族、周囲の人のこころの健康に関心をもつ。
	ハイリスク者への支援	・死にたい、つらいという気持ちが起こったときは、誰かに話してみる。
	遺された人への支援	・大切な人を亡くしたとき、気持ちを誰かに話してみる。 ・大切な人を亡くした人の気持ちに寄り添い、話を聴く。
地域	普及啓発	・自死に関する正しい知識を地域で共有する。 ・自死を個人的な問題とせず、地域で取り組むことをみんなで考える。
	人材育成	・ゲートキーパー養成講座の開催に、地域で積極的に取り組む。
	健康増進	・未成年に、飲酒、喫煙させないように声をかける。 ・アルコールやたばこ、ＣＯＰＤ☆11 について学ぶ機会をつくる。 ・地域で開催される学習会（健康相談、食生活改善普及講習会等）に積極的に参加する。 ・広報や回覧で健康に関する情報を共有する。
	居場所づくり	・お互いにあいさつや声をかける。 ・子育て世代の親を孤立させないように見守り、声をかける。 ・子ども達を地域で見守り、他の家族の子どもにも声をかけられる関係を築く。 ・地域のなかで、相談しやすい環境を整える。
	ハイリスク者への支援	・こころの不調を感じている人に気づいたときは、よく話を聴き、相談機関へつなげ、地域で見守る。

区分	関連施策	取組内容
学校・職場	普及啓発	・自死に関する正しい知識の普及を図る。 ・健康に関する情報を提供する。 ・こころの健康について正しい知識の普及を図る。 ・アルコール、たばこの健康への影響、ＣＯＰＤの知識の普及を図る。 ・高齢者を敬うこころを育てる。 ・自分自身を認めることや命の大切さなど、こころの健康について普及する。
	人材育成	・ゲートキーパー養成講座を積極的に開催する。
	健康増進	・加齢に伴う心身の変化を理解する。
	居場所づくり	・学校、企業でも高齢者が活躍できる場、経験を活かせる場をつくる。 ・心身の健康に気を配りながら、安心して働くことができる環境をつくる。 ・学校や職場のなかで、相談しやすい環境を整える。
	ハイリスク者への支援	・子どものこころの異変に気づいたら相談機関へつなげる。 ・悩みを抱えている人に気づいたら、よく話を聴いて相談機関の利用などを勧める。

☆9　休養指針：厚生省（現厚生労働省）が平成６年５月に発表。

1．生活にリズムを
○早目に気付こう、自分のストレスに
○睡眠は気持ちよい目覚めがバロメーター
○入浴で、からだもこころもリフレッシュ
○旅に出掛けて、こころの切り換えを
○休養と仕事のバランスで能率アップと過労防止

2．ゆとりの時間でみのりある休養を
○１日 30 分、自分の時間をみつけよう
○活かそう休暇を、真の休養に
○ゆとりの中に、楽しみや生きがいを

3．生活の中にオアシスを
○身近な中にもいこいの大切さ
○食事空間にもバラエティを
○自然とのふれあいで感じよう、健康の息吹を

4．出会いときずなで豊かな人生を
○見出そう、楽しく無理のない社会参加
○きずなの中ではぐくむ、クリエイティブ・ライフ

☆10　睡眠12箇条：「健康づくりのための睡眠指針2014～睡眠12箇条～」厚生労働省健康局が平成26年３月に策定。

1．良い睡眠で、からだもこころも健康に。
2．適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざめのメリハリを。
3．良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
4．睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
5．年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。
6．良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。
7．若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
8．勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
9．熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
10．眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。
11．いつもと違う睡眠には、要注意。
12．眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

☆11　ＣＯＰＤ：慢性閉塞性肺疾患。長い間、喫煙を続けることで起こる肺の炎症性の疾患。咳、痰、息切れを自覚症状として徐々に呼吸障害が進行する病気で、喫煙者の20％が発症すると言われている。

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

自死予防に即効性のある施策はないと言われており、中長期的な視点に立って継続的に取り組む必要があります。

計画の推進には「一関市自死対策関係課連絡会議」を開催し、部局を横断した全庁的な連携を図り、総合的な対策に取り組みます。

また、関係機関や民間団体等で構成する「一関市自死対策推進協議会」や、「一関市健康づくり推進協議会」、その他の関連する協議会と、それぞれの特性に応じた検討を図り、対策を講じます。

２　計画の進行管理

本計画の取組状況や目標値については、健康づくり課において把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

資　料　編

1　一関市自死対策推進計画策定までの経過

2　一関市自死対策推進協議会設置要綱

3　一関市自死対策関係課連絡会議設置要領

4　自殺対策基本法

5　自殺総合対策大綱（概要）

6　自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

7　電話相談機関一覧

1　一関市自死対策推進計画策定までの経過

期　　日	会　　議　　等	主　な　内　容
平成30年 ２～３月	自殺対策計画策定に係る事務事業の棚卸し調査	本庁各課・支所各課・各機関
７月17日	第１回一関市自殺対策実務担当者会議	一関市自殺対策計画策定について ①策定スケジュールについて ②業務分担について
７月27日	第１回一関市自殺対策推進協議会	一関市自殺対策計画策定について ①自殺の現状について ②策定方針について ③策定スケジュールについて
10月３日	第２回一関市自殺対策実務担当者会議	一関市自殺対策計画策定について ①各種資料収集、分析 ②関係計画との調整
11月15日	第２回一関市自殺対策推進協議会	一関市自殺対策推進計画策定について ①「自死」と「自殺」の表現について ②計画の素案について
11月22日	一関市健康づくり推進協議会	一関市自死対策推進計画の概要について
12月13日	第３回一関市自死対策実務担当者会議	・パブリックコメントの実施について ・関係課との再調整（事業の棚卸し）
12月17日	行政課題検討会	一関市自死対策推進計画（案）について
12月26日～ 平成31年 １月10日	パブリックコメントの募集	一関市自死対策推進計画（案）について
１月17日	一関市議会教育民生常任委員会	一関市自死対策推進計画（案）について
１月25日	一関市自死対策関係課連絡会議	一関市自死対策推進計画（案）について
１月28日	一関市地域福祉計画推進会議	一関市自死対策推進計画（案）について
１月29日	第４回一関市自死対策実務担当者会議	・パブリックコメント等の結果について ・一関市自死対策推進計画（案）について
２月７日	第３回一関市自死対策推進協議会	一関市自死対策推進計画（案）について

２　一関市自死対策推進協議会設置要綱

（設置）

第１　一関市の自死対策を推進するため、一関市自死対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

⑴　自死対策に係る計画の策定、推進及び評価に関し意見を述べること。

⑵　その他自死対策の推進に必要な事項に関し意見を述べること。

（組織）

第３　協議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

⑴　関係機関又は関係団体に属する者

⑵　関係行政機関の職員

⑶　学識経験を有する者

⑷　市の職員

⑸　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第７　協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８　協議会の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

（補則）

第９　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則（平成30年12月20日告示第329号）

（経過措置）

１　この要綱の施行の際現に改正前の一関市自殺対策推進協議会設置要綱第３第２項の規定により委員に委嘱又は任命された者で、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に当該委員の任期に残任期間があるものは、施行日に改正後の一関市自死対策推進協議会設置要綱第３第２項の規定により委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、改正後の一関市自死対策推進協議会設置要綱第４の規定にかかわらず、当該残任期間と同一の期間とする。

一関市自死対策推進協議会委員名簿

◎は会長　○は副会長（順不同・敬称略）

所　　属	氏　　名
一関市医師会	◎　村　上　公　敏
一関歯科医師会	三　浦　康　弘
一関薬剤師会	阿　部　淳　子
岩手県立南光病院（地域医療連携室　医療相談室）	安　達　奉　国
一関市保健推進委員連絡協議会	千　葉　京　子
一関市社会福祉協議会	菅　原　　敏
一関市社会福祉協議会（相談支援事業所）	中　澤　伸　一
一関市民生委員児童委員連絡協議会	○　佐　藤　親　幸
一関市校長会	皆　川　　啓
一関商工会議所	長　尾　敏　一
一関公共職業安定所	佐　藤　芳　雄
いわて平泉農業協同組合	佐　藤　鉱　一
消費者信用生活協同組合北上事務所	京　極　恵　美
一関市まちづくりスタッフバンク	木　村　静　恵
岩手県一関保健所	菊　池　浩　子
一関地区広域行政組合（一関西部地域包括支援センター）	佐　藤　鉄　也
一関市教育委員会	小　山　祐　二
一関市消防本部	千　葉　一　弘

３　一関市自死対策関係課連絡会議設置要領

（設置）

第１　自死者やうつ病等についての普及啓発を行うとともに、自死ハイリスク者の早期発見、早期対応を図るため、一関市自死対策関係課連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

⑴　一関市における自死対策の推進に関すること。

⑵　自死対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。

⑶　関係機関、団体等との連携に関すること。

⑷　その他、自死対策に関すること。

（組織）

第３　連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

２　連絡会議に座長を置き、保健福祉部長をもって充てる。

（連絡会議の開催）

第４　連絡会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　連絡会議には、必要に応じて構成員以外の関係職員の出席を要請することができる。

（庶務）

第５　連絡会議に関する庶務は、健康づくり課において処理する。

（補則）

第６　この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成22年６月３日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年９月26日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年12月20日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年12月10日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年１月８日から施行する。

一関市自死対策関係課連絡会議名簿

部	課	職
保健福祉部		保健福祉部長
総務部	収納課	収納課長
まちづくり推進部	まちづくり推進課	まちづくり推進課長
市民環境部	市民課	市民課長
	国保年金課	国保年金課長
	生活環境課	生活環境課長
保健福祉部	健康づくり課	健康づくり課長
	子育て支援課	子育て支援課長
	長寿社会課	長寿社会課長
	福祉課	福祉課長
商工労働部	工業課	工業課長
	労働政策課	労働政策課長
花泉支所	保健福祉課	保健福祉課長
大東支所	保健福祉課	保健福祉課長
千厩支所	保健福祉課	保健福祉課長
東山支所	保健福祉課	保健福祉課長
室根支所	保健福祉課	保健福祉課長
川崎支所	保健福祉課	保健福祉課長
藤沢支所	保健福祉課	保健福祉課長
公営企業水道部	業務課	業務課長
消防本部	消防課	消防課長
教育部	学校教育課	学校教育課長
	一関図書館	一関図書館長
一関地区広域行政組合	介護保険課	介護保険課長
	一関西部地域包括支援センター	一関西部地域包括支援センター所長
	一関東部地域包括支援センター	一関東部地域包括支援センター所長

４　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）
第三章　基本的施策（第十五条―第二十二条）
第四章　自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

３　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

４　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

５　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

３　国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条　国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条　国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

２　自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

３　国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

４　国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）
第八条　国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）
第九条　自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）
第十条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第十一条　政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）
第十二条　政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）
第十三条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
２　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）
第十四条　国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章　基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）
第十五条　国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
２　国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）
第十六条　国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）
第十七条　国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
２　国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
３　学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）
第十八条　国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）
第十九条　国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）
第二十条　国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）
第二十一条　国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）
第二十二条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）
第二十三条　厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。
２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　自殺総合対策大綱の案を作成すること。
二　自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
三　前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）
第二十四条　会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
３　委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。
４　会議に、幹事を置く。
５　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
６　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
７　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）
第二十五条　前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における**「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
  （平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

（WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)）

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記　※補助的な評価指標の盛り込み〈例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- **・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成**
- **・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成**
- **・地域自殺対策推進センターへの支援**
- **・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進**

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- **（SOSの出し方に関する教育の推進）**
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
- **（革新的自殺研究推進プログラム）**
- **・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供**
- ・子ども・若者の自殺調査
- **・死因究明制度との連動**
- **・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析**

4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- **・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進**
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- **・家族や知人等を含めた支援者への支援**

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- **・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置**
- **・精神保健医療福祉サービス**を担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- **・ICT（インターネットやＳＮＳ等）の活用**
- **・ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実**
- **・妊産婦への支援の充実**
- **・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化**
- **・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知**
- **・自殺対策に資する居場所づくりの推進**

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- **・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備**
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- **・居場所づくりとの連動による支援**
- **・家族等の身近な支援者に対する支援**
- **・学校、職場等での事後対応の促進**

9.遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- **・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

10.民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- **・いじめを苦にした子どもの自殺の予防**
- **・学生・生徒への支援充実**
- **・SOSの出し方に関する教育の推進**
- **・子どもへの支援の充実**
- **・若者への支援の充実**
- **・若者の特性に応じた支援の充実**
- **・知人等への支援**

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **・長時間労働の是正**
- **・職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **・ハラスメント防止対策**

7　電話相談機関一覧

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間等
こころ	こころの悩みに関する相談	盛岡いのちの電話	019－654－7575	㊊～㊏　12：00～21：00 ㊐　12：00～18：00
		自殺予防いのちの電話	0120－783－556	毎月10日 8：00～翌日8：00
		岩手自殺防止センター	019－621－9090	㊏　20：00～24：00
		岩手県精神保健福祉センター （こころの電話）	019－622－6955	㊊～㊎　9：00～21：00
こころと身体	こころと身体の健康に関する相談 （うつ病、ひきこもり、アルコール問題、精神不安、心身の健康など）	岩手県一関保健所	0191－26－1415	㊊～㊎　9：00～16：30
		一関市健康づくり課	0191－21－2160	㊊～㊎　8：30～17：15
		一関市花泉支所保健福祉課	0191－82－2216	
		一関市大東支所保健福祉課	0191－72－4087	
		一関市千厩支所保健福祉課	0191－53－3952	
		一関市東山支所保健福祉課	0191－47－4530	
		一関市室根支所保健福祉課	0191－64－3805	
		一関市川崎支所保健福祉課	0191－43－4022	
		一関市藤沢支所保健福祉課	0191－63－5304	
仕事	事業所におけるメンタルヘルス支援に関する相談	岩手産業保健総合支援センター	019－621－5366	㊊・㊌　13：00～15：30
		一関地域産業保健センター	0191－23－5110	㊊～㊎　9：00～17：00 受付後、相談日時を改めて調整
	仕事に関する相談	一関公共職業安定所 （ハローワーク一関）	0191－23－4135	㊊～㊎　8：30～17：15
		一関市ふるさとハローワーク （一関市千厩支所内）	0191－53－2099	㊊～㊎　9：30～17：00
		一関市無料職業紹介所 （一関市役所５階）	0191－21－8461	㊊～㊎　8：30～17：15
		ジョブカフェ一関	0191－26－3910	㊊～㊎　10：00～17：00 第１㊐　10：00～16：00
	自立と就労に関する相談 （対象年齢：15～39歳）	いちのせき若者サポートステーション	0191－48－4467	㊊～㊎　10：00～17：00
お金	多重債務等のお金の悩みに関する相談	一関市消費生活センター （一関市生活環境課内）	0191－21－8342	㊊～㊎　8：30～17：15
		消費者信用生活協同組合 北上事務所	0197－61－0133	㊊～㊎、第２・４㊏ 9：00～17：00
生活・福祉	生活や福祉の困りごとに関する相談	一関市福祉課	0191－21－8353	㊊～㊎　8：30～17：15
		一関市社会福祉協議会	0191－23－6020	㊊～㊎　8：30～17：15

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間等
女性・児童・生徒	女性のＤＶに関する相談	一関保健福祉環境センター	0191－26－1415	㊊～㊎　9：00～17：00
	配偶者からの暴力に関する相談	一関警察署	0191－21－0110	㊊～㊎　9：00～17：45
		千厩警察署	0191－51－0110	
	児童・生徒悩みごと相談 教育相談	一関市教育研究所	(本庁)0191－26－3030 (千厩)0191－53－3982 (東山)0191－47－4544	㊊～㊎　9：00～16：00
介護・高齢者	介護に関する相談 高齢者の悩みに関する相談	一関西部地域包括支援センター	0191－21－8618	㊊～㊎　8：30～17：15
		一関東部地域包括支援センター	0191－51－3040	
		高齢者総合相談センター さくらまち	0191－48－3180	
		高齢者総合相談センター はないずみ	0191－36－3021	
		高齢者総合相談センター しぶたみ	0191－71－0053	
		高齢者総合相談センター ふじさわ	0191－63－3181	
外国人	外国人のための外国語による相談	社会的包摂サポートセンター	0120－279－226	10：00～22：00 （曜日・時間帯により対応言語が異なる）

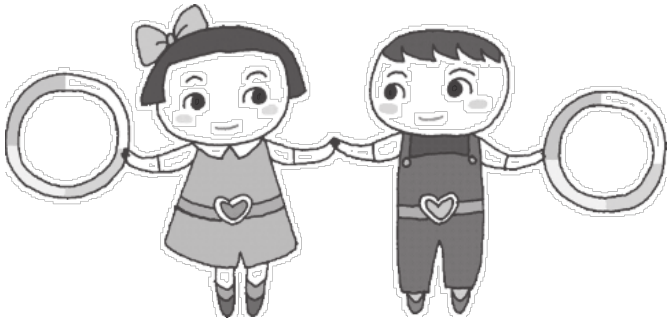

「生きる」をささえるいちのせき

一関市自死対策推進計画

平成 31 年３月発行

発行　一関市
編集　一関市保健福祉部健康づくり課
〒021-0026　岩手県一関市山目字前田13番地１
電話　0191-21-2160
FAX　0191-21-4656
http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/